

令和5年11月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者予算議案説明	4
監査事務局長予算議案説明	4
人事委員会事務局長予算議案説明	5
労働委員会事務局長予算議案説明	5
議会事務局長予算議案説明	5
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	6
委員会(出納局・各種委員会事務局審査)	
人事委員会事務局長所管事項説明	6
決議に基づく提出資料の説明	7
議案外所管事項に対する質問	7
分科会	
企画部長予算議案説明	8
予算議案に対する質疑	9
予算議案に対する討論	9
委員会	
企画部長総括説明	9
議案に対する質疑	12
議案に対する討論	13
決議に基づく提出資料の説明	13
陳情審査	14
議案外所管事項に対する質問	16

(第2日目)

1、開催日時・場所	28
2、出席者	28
3、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長予算議案説明	29

予算議案に対する質疑	29
予算議案に対する討論	29
委員会（警察本部審査）	
警務部長総括説明	30
議案に対する質疑	32
議案に対する討論	32
決議に基づく提出資料の説明	32
陳情審査	32
議案外所管事項に対する質問	34
分科会	
地域振興部長予算及び議案説明	43
地域づくり推進課長監補足説明	43
予算及び議案に対する質疑	44
予算議案に対する討論	44
委員会	
地域振興部長総括説明	44
地域づくり推進課長補足説明	48
議案に対する質疑	49
議案に対する討論	50
決議に基づく提出資料の説明	50
陳情審査	50
議案外所管事項に対する質問	51

（第3日目）

1、開催日時・場所	56
2、出席者	56
3、経過	
分科会（秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部審査）	
秘書・広報戦略部長予算議案説明	57
総務部長予算議案説明	57
危機管理部長予算議案説明	57
予算議案に対する質疑	58
予算議案に対する討論	58
委員会（秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部審査）	
総務部長総括説明	58
秘書・広報戦略部所管事項説明	61
危機管理部総括説明	62
人事課長補足説明	64
税務課長補足説明	64
債権管理室長補足説明	65
議案に対する質疑	66
議案に対する討論	69
決議に基づく提出資料の説明（総務部）	69
決議に基づく提出資料の説明（危機管理部）	70
陳情審査	70
議案外所管事項に対する質問	74

(追加上程予算議案審査)

1、開催日時・場所	8 5
2、出席者	8 5
3、審査事件	8 5
4、経過	
分科会(企画部・総務部・危機管理部・地域振興部)	
企画部長予算議案説明	8 6
財政課長予算議案説明	8 6
危機管理部長予算議案説明	8 6
地域振興部長予算議案説明	8 7
消防保安室用予算議案説明	8 7
土地対策室長補足説明	8 8
次長兼交通政策課長補足説明	8 9
予算議案に対する質疑	8 9
予算議案に対する討論	9 5
・審査結果報告書	9 7

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)
- ・分科会関係議案説明資料(追加上程分)

11月27日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年11月27日

自 午後 1時30分
至 午後 1時35分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員 長	坂口 慎一 君
副委員 長	中村 一三 君
委員	田中 愛国 君
”	外間 雅広 君
”	山口 初實 君
”	前田 哲也 君
”	大場 博文 君
”	饗庭 敦子 君
”	山村 健志 君
”	大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

小林 克敏 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午後 1時30分 開会

【坂口委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

なお、小林委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、田中委員、饗庭委員の、

ご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和5年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時34分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時35分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月8日

自 午前 9時59分
至 午前11時57分
於 委員会室1

職員課長 田邑 聡子 君

労働委員会事務局長(併任) 田中紀久美 君
調整審査課長 西平 能成 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 坂口 慎一 君
委 員 田中 愛国 君
" 外間 雅広 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 大場 博文 君
" 饗庭 敦子 君
" 山村 健志 君
" 大倉 聡 君

議会事務局長 黒崎 勇 君
次長兼総務課長 藤田 昌三 君
議事課長 川原 孝行 君
政務調査課長 濱口 孝 君

企画部長 早稲田智仁 君
企画部政策監
(IR推進担当) 吉田 慎一 君
政策調整課長 山下 公誉 君
政策企画課長 内田 正樹 君
IR推進課長 小宮 健志 君
デジタル戦略課長 井手 潤也 君

3、欠席委員の氏名

中村 一三 君
小林 克敏 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第76号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）（関係分）

第79号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）（関係分）

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

会計管理者 吉野ゆき子 君
会計課長 椿谷 博文 君
物品管理室長 元村真粧美 君

監査事務局長 上田 彰二 君
監査課長(参事監) 太田 勝也 君

人事委員会事務局長 田中紀久美 君

7、付託事件の件名

総務委員会

(1) 議案

第82号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第83号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

第84号議案

東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例

第89号議案

当せん金付証券の発売について

第90号議案

権利の放棄について

第91号議案

権利の放棄について

第92号議案

訴えの提起について

第93号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第94号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第95号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第108号議案

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について（関係分）

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・平戸大橋入口交差点付近の渋滞緩和策を早急に実施することを求める意見書
- ・離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・簡易水道の整備促進に関する要望書
- ・要望書（壱岐市）
- ・要望書（対馬市）
- ・「ライドシェア」と称する白タク行為に関する陳情書
- ・要望書（島原半島振興対策協議会 外3期成会）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・集団ストーカーと電磁波攻撃に関する陳情

書

- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書X XI

8、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【坂口委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、小林委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日は、副委員長兼副会長が欠席でございます。念のため、仮委員長を選任しておきたいと存じます。

過去の例によりますと、仮委員長には最年長委員を選任しているようでありますので、田中委員を指名したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

田中委員におかれましては、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか10件であります。

そのほか、陳情10件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正

予算（第6号）」のうち関係部分、ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、会計管理者より、予算議案の説明を求めます。

【吉野会計管理者】出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）一般管理費778万2,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）一般管理費447万9,000円の増、（目）会計管理費18万5,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、監査事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【上田監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）委員費3万5,000円の減、（目）事務局費40万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計

補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）委員費10万円の増、（目）事務局費124万9,000円の増を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、人事委員会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の4ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費668万円の増を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費166万9,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、労働委員会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【田中労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費729万6,000円の減を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費67万7,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、議会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【黒崎議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の6ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）議会費1,842万5,000円の減、（目）事務局費1,019万円の減を計上いたしておりますが、これは、議員報酬及び職員給与について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

議会行政事務機器貸借において、議員執務室に設置しておりますアクセスポイントの更新経費について、物価高騰等の影響により調達機器の価格が高騰しているため、既に設定済みの債務負担限度額について、88万6,000円の増を計上いたしております。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）議会費617万3,000円の増、（目）事務局費279万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは、議員の期末手当改定及び職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分、及び第79号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

人事委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告をいたします。

まず、総務委員会関係説明資料の追加1の2ページをご覧ください。

（令和5年度県職員採用試験について）

短大卒業程度、高校卒業程度、就職氷河期世代を対象とした選考試験、障害者を対象とした選考試験の各試験を実施し、12月4日までに、お

のおの最終合格者を発表いたしました。

また、警察官 類（男性・女性）の実施状況及び最終合格者発表予定につきましては、記載のとおりであります。

次に、総務委員会関係説明資料の2ページをご覧ください。

公務における人材の確保は、民間企業の採用活動の活発化及び国や他の地方公共団体との競合により、非常に厳しい状況となっております。本県の職員採用試験の申込者数も長期的に減少傾向が続いているところであり、一部の職種では、採用予定数の確保が困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ、今年度はC試験を実施し、大学卒業程度の「農業」、「畜産」、「林業」、「農業土木」、「土木」、「建築」、「機械設備」、「環境科学」、「電気」の9職種について、1次試験を11月20日から12月2日まで実施し、2次試験を1月中旬、最終合格者の発表を2月上旬に予定しております。

なお、1次試験では、SPI3を採用し、ペーパーテストで受験する長崎会場に加え、自宅や全国7都市にあるテストセンターでパソコンを用いた受験を可能とし、県内出身の大学生や民間企業経験者など、長崎県へのU・Iターンを考えている受験者も受験しやすい試験としております。

多様で優秀な人材の確保に向けて、引き続き、採用試験の総合的な見直しや公務の魅力発信等の取組を進めてまいります。

職員の給与等に関する報告及び勧告についてであります。本委員会は、去る10月6日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

その概要は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の報告を終わります。

【坂口委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【椿谷会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、令和5年9月から10月までの実績は、記載のとおり、8件となっております。

また、入札結果につきましては、4ページから11ページに記載のとおりでございます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

【饗庭委員】おはようございます。

今ご説明あった2ページが一番下のアクセスポイントの分で、ここが6、7、8と続くかと思うんですけども、これが契約金額が6と7では大分違うのですが、その内容を教えていただきたいのと、契約の相手先を一括してした方が安くなるんじゃないかと思うのですが、そのあたりもご説明ください。

【元村物品管理室長】まず、契約金額、6、7、8の違いなんですけれども、この6、7、8は、それぞれもともとあった機種に追加をして、同等品の機種を設置するというので、それぞれ機種が選定されておまして、6と7、8については

機種が違いますので、金額的に6の方が安い落札額になったのではないかと考えております。

それと、6、7、8と3つに分割して発注をしている件なんですけれども、これは調達予定金額が3,000万円以上になりますのでWTOの対象となりますので、県内企業という地域要件をつけることができませんので、従来から、県内の業者の受注機会を確保するために、地域ごと等に分割して発注するような契約の体制を取っております。

【饗庭委員】 理解しました。

機種の違いというところなんですけれども、今後もこれはずっと、機種が違うので、こういう感じになっていくということなんですか。どこかで一緒にしていくという予定があるのか、お伺いします。

【元村物品管理室長】こちらは当初にアクセスポイントを設置した時に入札で行っておりまして、その時には選定をせずに入札を行っているんですけれども、その時に機種が決まってしまうので、学校によっては、最初に入った機種と同じ機種を入れることになるので、もし、このような入札がまたあるとすれば、そのような形になると思います。

【坂口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

引き続き、企画部の審査を行います。理事者入替えのため、しばらく休憩いたします。

再開は、10時35分といたします。

お疲れさまでした。

午前10時21分 休憩

午前10時33分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】 おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で1億960万4,000円の増、歳出予算で4,243万5,000円の減を計上いたしております。

この歳入予算の内容は、農林部で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金を活用した肉用牛経営緊急支援事業費に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

また、歳出予算の内容は、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で575万6,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分、及び第79号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

企画部長より総括説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料、企画部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分であります。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年にあたることから、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現に向けた施策の追加等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであります。

全165項目の事業群のうち、5項目を変更し、7項目を新たに追加するとともに、全298項目の数値目標のうち、32項目を見直し、9項目を新たに追加することとしており、審議については関係各常任委員会に分割付託されております。

このうち、企画部においては、事業群3-1-5-「Society5.0実現に向けた推進体制の構築」に「次世代モビリティにおける実証実験等の推進」などの取組を追加するほか、「九州・山口

地域の移住者数の増加」ほか2件の数値目標について、最終目標を達成したことから、目標値を上方修正するものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

まず、総務委員会関係説明資料（追加1）、企画部をお開き願います

（令和6年度の主要施策について）

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、企画部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和6年度は、「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げる各分野のありたい姿の実現に向け、部局間連携・融合を強化するとともに、ドローンを活用したイノベーション創出に向けた事業に取り組んでまいります。

また、長崎県総合計画に掲げるSociety5.0実現に向けて、最先端技術を効果的に活用し、本県の特性や地域課題に応じたデジタル化の推進を図るほか、特定複合観光施設（IR）開業を見据えた対応等を推進してまいります。

それでは、令和6年度に取り組む主な施策等をご説明いたします。

まず、本県におけるSociety5.0の実現に向けたデジタル化やDX推進のため、ドローンをはじめとする最先端技術の利活用による地域課題の解決や、産業の活性化、豊かで質の高い県民生活の実現、行政によるデジタル化を推進いたします。

特定複合観光施設（IR）の実現に向けては、

九州各県や経済界等と連携し、IRがもたらす経済波及効果の最大化に向けた対策を進めるとともに、交通インフラ整備や国際的なMICEビジネスを後押しする誘致支援態勢の構築など、IRの開業を見据えた取組を推進してまいります。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、総務委員会関係議案説明資料、企画部にお戻りいただき、3ページをご覧ください。

（第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂について）

「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」と一体性を確保するため、施策体系や数値目標の整合を図っているところでありますが、今般の総合計画の一部見直しに伴い、共通する取組やKPI（重要業績評価指標）等について、同様に一部改訂を行うこととしております。

このうち、企画部においては、個別施策3-1-(5) - 「ICT利活用による県民の利便性向上」に「次世代モビリティによるイノベーションの推進」の取組を追加するほか、KPI「九州・山口地域の移住者数の増加」について、目標値を上方修正するものであります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

本県のIR区域整備計画については、現在、国が設置した審査委員会において引き続き審査が行われており、県としましては、一日も早い区

域認定の獲得に向けて、しっかりと審査に対応してまいりたいと考えております。

こうした中、去る10月20日にはMICEビジネスに関する勉強会を開催し、地元経済界や観光関係の皆様にご参加をいただいたところであります。

また、10月25日、26日に開催された九州地方知事会議及び九州地域戦略会議において、本県から、継続審査の状況等について報告し、引き続き「オール九州」で推進していくこととされております。

県としましては、認定後速やかに各種施策を進められるよう、準備に万全を期すとともに、県内はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

（デジタル化やDXの推進について）

マイナンバーカードの利活用・取得促進とあわせ、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の消費下支えを図ることを目的として実施する「U18マイナカード生活応援事業」については、対象者へのデジタルポイントの付与に向け、去る10月24日から、県民の皆様への申請受付を開始したところであります。

11月末現在、保護者などからの申請件数が約4万6,000件、18歳以下の給付対象者は約6万6,000名であり、目標としている対象者14万5,000人の約45%の方が申請済みという状況であります。

申請にあたっての支援としまして、コールセンターを設置し、申請される方々のお問合せ等に対応しているほか、専用ホームページの公開やテレビCMなどにより周知を図っております。

引き続き、申請期間内に多くの方にご利用いただけるよう、広報活動等に取り組んでまいり

ます。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）

令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和4年度末における施策の進捗状況については、配付している資料のとおりであります。

各施策の目標として掲げた施策及び事業群の指標である267項目の指標のうち、目標値を設定していないものや、実績値が把握できていないものを除いた257項目の令和4年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものと及び令和4年度の目標値を達成したものが128項目で全体の50%、令和4年度の目標値を達成していないものの改善傾向にあるものが61項目で全体の24%、令和4年度の目標値を達成しておらず進捗に課題があると考えられるものが68項目で26%となっております。

なお、企画部関係の施策及び事業群の指標である9項目のうち、目標値を設定していないものを除いた8項目の令和4年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものと及び令和4年度の目標値を達成したものが7項目、令和4年度の目標値を達成していないものの、改善傾向にあるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPI（重要業績評価指標）の令和4年度末の進捗状況については、配付している資料のとおりであります。

KPI全117項目について、実績値が把握できていないもの等を除いた114項目のうち、令和4年度の目標値を達成したものが61項目で、全体の54%、「やや遅れ」が21項目で全体の18%、「遅れ」が32項目で全体の28%となっております。

す。

なお、企画部関係部分のKPIである6項目について、目標値を設定していないものを除いた5項目の令和4年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものが1項目、令和4年度の目標値を達成したものが4項目となっております。

今般の総合計画の一部見直しに伴い、各計画とも、共通する取組やKPI等について、一部改訂を行うこととしておりますが、引き続き、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。企画部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大倉委員】おはようございます。

私からは、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」の部分で伺いたいですけれども、取組項目の追加として、「次世代モビリティにおける実証実験等の推進」というふうにあるのですが、次世代モビリティというのは、いわゆるドローンであったり、将来的に言うと、空飛ぶクルマなんていうものを次世代モビリティと言うと思うのですが、具体的に、これはどういった次世代モビリティで実証実験を推進していくのかを教えてください。

【井手デジタル戦略課長】お答えいたします。

ここで「次世代モビリティ」という言葉を使

っておりますけれども、委員おっしゃられましたように、まずはドローンでございます。ドローンが今、各分野で既に活用されている状況ではございますけれども、まだまだ活用できる分野があると思っております。それから、おっしゃいました空飛ぶクルマにつきましても、今、国の方でもいろいろと検討されているところではございますけれども、社会実装に向けた実証というのが各地域で少しずつ行われ始めておりますので、こういったところの実証にも取り組んでいくということは視野に入っているところでございます。

【大倉委員】じゃ、ドローンを中心ということだと思えますけれども、例えば、ドローンを使って、どういった中身を考えているのでしょうか。離島で何かやるとか、海の中を調査する、水中ドローンなんていうものも出てきているんですけれども、その具体的なものを教えてくださいませんか。

【井手デジタル戦略課長】ドローンを活用いたしましての地域課題の解決ですとか、豊かな県民生活の実現とかいったようなことができると思っておりますが、その具体的内容といたしましては、例えば、現在、五島地域におきまして、ドローンによる医薬品の配送ですとか、そういった取組がなされております。そのような物流事業ももちろんなんですけれども、そのほか、例えば農業分野でしたら、ドローンを使った農薬散布など、「ドローン防除」といったことも少しずつ行われ始めておりますので、そういったところをもっと拡大させていくですとか、または建設業分野で、測量だったり、施設の点検などにドローンを使うですとか、そういったことも行われております。これもまだまだもっとも活用できていくと思っておりますので、そう

いったところを広げていきたいというふうに思っております。

【大倉委員】 ありがとうございます。

ぜひ、物流であるとか、農業、建設分野でも幅広く実験等をやっていただきたいと思っておりますし、あと本県は海洋県でもありますので、今ちらっと触れました水中ドローン的なこと、藻場の様子を調査するとか、海底内の構造物を検査する、今、そういったこともドローンではできる世の中になっていますので、そういった幅広く、本県ならではのところも含めて、ぜひ実証実験をしていただきたいというのを、これは要望しておきます。

【坂口委員長】 ほかに、質疑はありませんか。

【山村委員】 先ほどのドローンの活用の件に関連してお願いなんですけれども、建設分野とか、いろんな分野というのは、多分、国の施策としてもやっている分野ということと、県独自でやった方がいい分野というのがいろいろ仕分けが出てくるかと思っていますけれども、建設分野でいけば、いろんな業団体の方々がかかり一生懸命されているという分野もありますし、大倉委員が言われたように、長崎県として何が必要なかというのをぜひ考えられて、取組を進めていただければと思います。発言させていただきました。

【井手デジタル戦略課長】 ありがとうございます。建設業分野に関しても、今、少しずつ活用は進んでいるところを、土木部の方でも、その点については状況をよく把握しながら進めたいということで、連携して取り組んでまいりたいと思っております。

【坂口委員長】 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに、質疑がないようですの

で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第108号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【山下政策調整課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、令和5年9月から令和5年10月までの実績につきましては、記載のとおり、2件となっております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和5年9月から令和5年10月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、2団体から計4件となっております。

その内訳といたしましては、長崎県離島振興

協議会・長崎県過疎地域協議会が3ページから8ページまで、壱岐市が9ページから10ページまでとなっております。それぞれに対する県の取扱いにつきましては、記載のとおりでございます。

最後に、11ページをご覧ください。

附属機関等会議に係る結果報告でございます。令和5年9月から令和5年10月までの実績につきましては、長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会の1件でありまして、議事概要につきましては、11ページにお示しをしております。

説明につきましては以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象番号は、56、62、68となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【田中委員】 陳情番号56の関係で、資料として2ページのところに挙がっているわけですが、長崎県の市町向けの地方創生に関する交付金の活用状況、これについてお聞きをします。特に、この内容の中で、全国順位が1次募集時点で8位、13位とか、地方創生推進交付金に関しては1位と、こういう数字が出ていますよね。これについて、どういう事業で、こういう結果になっているというのを、具体的な内容的な話をしてもらえませんか。

【内田政策企画課長】 地方創生関係の交付金関係でご質問いただきましたけれども、こちらは一番多く使っているのが、今、地方創生推進タイプという形になっておりますけれども、こ

らがお触れいただきましたように、全国でも相当上位で交付金の獲得ができています。これは県が市町としっかり連携をしまして、プロジェクトの創設の段階からしっかり組立てをして、内閣府にも相談をしながらやってきた結果として、全国でも上位の交付金の獲得がなされているというようなことで理解をしております。

それから、具体的なプロジェクトの中身ですけども、例えば、観光とスポーツを核とした稼げる観光産業プロジェクトでありますとか、移住を中心としていますけれども、小さな楽園拡大連携プロジェクト、こういったものを中心になっております。

【田中委員】 委員会といえども、急な質問で大変だと思うので、委員長、1つは、この内容の資料を提出してほしいと。特に、地方創生推進交付金が全国1位で活用しているということは、これは大変な褒めるべき内容なんだよね。私はしょっちゅう言っているけれども、国から金をいかに余計もらうかが一番なんだという話をしているんだけど、そういう意味では、その次にも2位というもある。地方創生推進タイプ。この辺を資料として追って提出してほしいということで、終わりたいと思います。

【坂口委員長】 ただいま、田中委員より資料提出の要望がっておりますが、よろしいですか。では、後ほど、よろしくお願いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【前田委員】 せっかく田中委員から質問が出て、水を差すようで恐縮なんですけれども、全国順位が高いというのは、当然喜ばしいということだと思っていて、議会からも、順位を上げろという話はしていますけれども、一番大事なことは、推進交付金で取ってきた事業をやっていって、その成果をどういうふうに検証して、次に活か

していくか、もしくは交付金は出なくても、どうやって自立させた制度としていくかということが大事なんでしょうけれども、そこがなかなか見えてきていないんですよね。過去から、結構この事業を長崎県は頑張ってくれているから、順位はいいんだけど、さりとて、やってきた事業が、その後、どんなふうに活かされてきたかというのは、正直、見えづらいなと思っています。

同様に、市町の方でもこの推進交付金を使った事業がありますけれども、市町の方で取ってきた事業も、検証成果がどうなっていて、例えば長崎市でやった事業、それがもし他の都市に応用が利くとするならば、どうやって県下の他市に繋いでいくかというのは、もしかすると、そこは県の役割なのかなと思っています、そういう意味においては、推進交付金事業の検証が非常に甘いと思っています。その点をどういうふうに考えているのかということを確認させてもらいたいのと、そうやって県が取った、市町が取り寄せた実装に当たってのデータや情報をどう活用しているかということについても、答弁をいただきたいと思います。

【内田政策企画課長】前田委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、効果の検証、少し甘いんじゃないかというお話でございました。その辺は、私たちもしっかり反省すべきところがあると思っています。分野でいけば、例えば移住でありますとか、少し成果が出ている部分もあるかと思いますが、全体的に見た時に、当然、人口減少そのものに歯止めがかかっているわけでもございませんので、まだまだ強化する部分はあると思いますし、それに向けては、しっかり検証して、次のプロジェクトに活かしていくというのは、

非常に大事なことになってくると思っています。国に対して交付金のやり取りをする際にも、その効果の部分、それから自走の部分というのは、かなり求められています。ですので、我々も、その辺は今まで以上に意識してやっていく必要があるかと思っています。

それから、市町への情報提供であったり、連携の部分ですけれども、こちらもおっしゃるとおりかと思っています。現実には、随分早い段階から、県は市町ともやり取りはさせていただいているところはあるんですけども、やはり温度差もあって、足並みがそろった対策になっていないところも事実であります。ただ、もっとこちらの方でも、できていること、できていないことというのを整理して、きちんと情報提供しながら、やる気のあるところには、しっかり支援が行き届くような形で考えていきたいというふうに考えております。

【前田委員】地方創生推進交付金の事業というのは、全て人口減少に対する事業というふうに見た時に、県の中に、各市町の人口減少を課題とした支援体制はできているはずですから、ぜひそのあたりと情報を共有しながら、いい事例というのは、他の都市に対しても働きかけてほしいと思うし、逆に、悪かったところがあるならば、どこを反省して、次にどう活かすかというのをご助言いただければと思っていますので、県の事業共々含めて、もらったから終わりということじゃなくて、追っかける作業というものをしっかりやってほしいし、そうしないと頂いた交付金が活かされないと思うので、冒頭、マイナカードの取得については、部長の方から、45%という進捗で、かなり取れているなというのは実感としてあります。正直、予算を上げた時に、どれくらい手が挙がるのかなという思い

もしていたものですから、そういう意味では、よかったのですが、ただ、これを6月の議会で先議で通したものが、10月24日に契約が結ばれたという、この間、すごく時間がかかったというのは、なぜこんなふうになったのかなと。多分、作り込みが難しかったと思うんだけど、そこも想定しての事業の組立てだったと思うので、結局、その分、1月間か延長したんでしょう。含めて、なぜこれくらい時間がかかったかということについては、少し詳細な答弁を求めたいと思います。

【井手デジタル戦略課長】今のご質問にお答えしたいと思います。

今回のU18マイナカード生活応援事業でございますけれども、まず申請につきましては、マイナンバーカードを使ってデジタル的に本人確認を行うというところをしっかりと確保する必要があると思って準備を進めてまいりました。そういった時に、そのシステムにつきましては、私どもが求めるシステムをなかなか見つけることができませんで、今回は18歳以下を対象としているという事情もございまして、15歳以下の年齢の方のマイナンバーカードには、公的個人認証の情報が入っていないといったようなこともございまして、券面をデジタル的に読み込むというシステムを準備する必要がございました。そういったところを受けていただける業者、そういったところがあるかといったところの調査に少し不測の日数を要したということがございまして、できるだけ急ぎ申請を開始することは当然考えながら進めてまいりましたけれども、結果的に、10月24日申請開始という、ちょっと時間がかかってしまいましたけれども、そこに至ったところでございます。

それと、当初から、12月末までの申請期間と

いうことで進めてまいりましたけれども、マイナンバーカードの取得を促進するというのをこの事業の目的としております。ですので、マイナンバーカードを持っていない方につきましては、ぜひこの事業を機会にマイナンバーカードを取得していただいて、この事業を使って1万円分のデジタルポイントを受けていただきたいというふうに思っておりましたので、そう考えた時に、10月24日から年末までですと、2か月ちょっとの申請期間しか確保ができないというところがございましたので、私どもとしても、最大限どこまで申請期間を延ばせるかということを経営者ともよくよく詰めて検討いたしまして、最大限延ばせるというところを1月29日ということに決定をいたしまして、そこまでの申請期間延長ということで変更をさせていただいたところでございます。

【坂口委員長】前田委員、すみません、先に陳情審査を終わらせていただいてよろしいですか。次の「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」のところをお願いします。

ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【前田委員】大分して、大変すみませんでした。

続きですけれども、課長の今の答弁はわかります。しかし、マイナカードの取得率を上げるということ、特に18歳以下が取得が低いということで、そのことだけを目的としてやっている

のであったら、今のでいいと思うんです。ただ、これは多分11億円ぐらい使ったと思うけれども、物価高対策ということで、経済的負担を軽減するんだということの中での事業になっているので、そうであるならば、やはりできるだけ速やかに、その支援を打つということが大事で、そこに時間がかかることは、わかりはするけれども、だったらマイナカードの取得じゃなくて、もっと別に物価高対策の即効性のある施策があったんじゃないのかという議論に立ち戻ってしまうんですよね。

そう考えた時に、これだけ時間がかかるものを先議で上げてきて通して、これだけかかって、今からという話は、なかなか今後を考えた時には、どうだったのかなという思いが私はします。なので、物価高対策ということであるならば、やっぱり即効性のあるものを今後、幾つもある中から選ばれてきたのでしょうから、施策の優先順位としては考慮してほしかったということ、要望としてお伝えしておきます。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【饗庭委員】私も、同じところで質問をさせていただきたいんですけども、この契約状況の中で、契約方法としては随意契約になっているんですけども、この随意契約になった理由を教えてください。

【井手デジタル戦略課長】ご質問につきまして、U18マイナカード生活応援事業の委託契約がなぜ随意契約になったかということかと思えます。本事業につきましては、申し上げましたように、システムとしまして、構築しなければいけない部分がどうしてもあったという点が、少し難しい内容を含んでいるということで1つございます。

それから、経済対策という目的とあわせ、マ

イナンバーカードの取得を促進するというところで、非常に広報を重視していかなければいけないという事情もございます。そういったことで、対象の皆様、どうやって情報を届けるかというところにつきましては、事業者の専門的な知見などをいただきながら進める必要があると思ひまして、一般競争入札という形ではなくて、プロポーザル方式という形でさせていただきました。それで、プロポーザルを行った上で、最も優れた提案をしていただいた事業者と随意契約をしたということでございます。

【饗庭委員】一般競争入札よりも、随意契約で、ここをよりいいものにしたいということで、理解したいと思います。

今のお話で、広報を重視してということでしたけれども、この契約金額の積算根拠としては、大まかにどんな感じが、教えてください。

【井手デジタル戦略課長】この契約が5,900万円程度の額となっておりますけれども、その内訳といたしまして、今申し上げました広報関係の経費が約1,000万円となっております。それから、事業の遂行に当たりまして、コールセンターを設置するという内容も委託内容に含んでおりまして、これが1,200万円程度の額でございます。それから、デジタルポイントの発行の手数料につきまして、これを2,200万円程度計上いたしております。あとは、各地域に、申請手続きがちょっと難しい方々に対しまして、実際に、こういったことでできますよということで、出張支援ブースというものを設けるようにいたしております。その経費として370万円程度を入れております。主立ったところは、そのようなところでございます。

【饗庭委員】わかりました。

その中で、今言われた出張支援ブースという

のは、どんな形で県民の皆さんが申請しやすいようにしていくのか、お伺いします。

【井手デジタル戦略課長】出張支援ブースを設けております目的といたしましては、スマートフォンから申請していただくようにしておりますけれども、少し扱いに慣れていらっしゃる方は当然たくさんいらっしゃると思いますので、そういった方に、スマートフォンを持ってきていただいて、それを実地にお教えさせていただきながら申請を行っていただくという目的と、もう一つ、マイナンバーカードは持っているけれども、スマートフォンはお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、そういう場合は、出張支援ブースに専用端末を置いておりますので、それで代替で一緒に申請を行うような形でやっております、県内、離島も含めて8つの地域、場所といたしましては9か所設けるようにいたしまして、これはホームページにも場所、時間とかを載せておりますけれども、この日時にお越しただいただければ、そういったサービスをさせていただきますということで、設置しているものでございます。

【饗庭委員】ぜひ情報発信もしていただいて、皆さんが申請しやすいようにしてもらえればと思います。

そして、期限を延長して1月29日までということですが、その時に、思ったように伸びなかった場合に、延長することもあるのか、お伺いします。

【井手デジタル戦略課長】申請期間を1月29日までといたしておりますけれども、今回の事業が国からの交付金を使わせていただいているということもございまして、その国への報告ですとか、そういった手続、そういった諸々を含めまして、最大限のところは1月29日でございま

す。ですので、申請状況がなかなか伸びないですとか、いろんな状況は考えられると思いますが、申請期間としては、1月29日以上には延ばすことは、なかなか難しいというふうに思っております。

【饗庭委員】その1月29日までに、目標としては、マイナンバーカードをお持ちの人が何%で、新しくする人が何%という目標があれば、教えてください。

【井手デジタル戦略課長】目標といたしましては、この事業を始めた時に、18歳未満の方の人口の約70%程度まで伸ばしていきたいというふうに考えておりました。ということで、その数字といたしましては、14万5,000人の方に申請いただくというのが目標としてはございます。

【饗庭委員】今、マイナンバーカードをお持ちの人のうちの何%というのはないのですか。そこも聞いたんです。

【井手デジタル戦略課長】6月に事業を構築した時点におきましては、18歳以下の方の中で65%程度の方がマイナンバーカードをお持ちでした。それを70%程度に引き上げたいというふうな目標でございます。70%の方が14万5,000人ですので、お持ちの方皆さんに申請していただきたいというのが目標でございます。

【饗庭委員】ぜひ広報も進めながら、より申請しやすくして、言われたように、70%全員の方ができるようにしていただければと思います。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。
【山村委員】今に関連してなんですけれども、現在どれくらい申請が上がってきていて、残り、どれくらい頑張らなければいけないのかというのを教えていただければ、お願いします。

【井手デジタル戦略課長】現在の進捗状況というご質問だと思っております。11月末時点のこ

とで申し上げさせていただきたいと思えます。
11月末時点で、給付対象者といたしまして、現在6万6,516名の方が対象という形で申請が上がっております。これは先ほど申し上げました14万5,000人に対しまして約45%の申請がされているということございまして、残り約55%の申請を目指していきたいというふうに思っております。

【山村委員】 ありがとうございます。

残り55%ということであれば、11月末現在で45%で、約1月末までに55%というのはなかなか難しいのかもしれないと思っておりますけれども、県としては、どれくらいまで伸ばしていきたいとかいうのがありますか。それとも、今の見込み的に言って、どれくらいまでいくかというのがもしあれば、教えていただきたいと思っておりますが、なければいいです。

【井手デジタル戦略課長】 目標といたしましては14万5,000人ですので、目指すべきところは100%というふうに思っております。そこを目指して、しっかり広報等、取り組んでまいります。

【山村委員】 ありがとうございます。

私も、子育て支援とか、いろんなボランティアをやっているんですけれども、多分、12月というのは、親子でいろんな場所で集まる機会とか、いろんな支援団体の人が、クリスマスプレゼントを配りますよとか、いろんな機会が多くなってくると思いますので、そういった機会にぜひ、ほかの部になると思うんですけれども、連携していただいて、さらなる広報をやっていただければ。多分、知らない人もまだいらっしゃるんじゃないかなという思いがありますので、ぜひ広報の方を、伝わる場所に、上手にやっていただければと思ひまして、これはお願いと

させていただきます。

【坂口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【大倉委員】 私も関連して、マイナカードについて伺いたいのですが、コールセンターを設置しているということで、いろんな問合せが来ていると思うんですが、実は、私の下にも問合せが来ていまして、これはアプリのことなんですけれども、楽天アプリが、楽天は手数料がかかって、1万ポイントにならないらしいんですよ。それはどうしてなのか、何とかならないのかという声があるんですけれども、そのあたり、何かそういった情報とか入っていますか。

【井手デジタル戦略課長】 今回は、楽天はじめ、ペイペイですとか、非常に多くのキャッシュレスサービスを活用できるようになっております。中には、委員おっしゃいましたような、1万ポイントが1万円にならないといったようなところもどうしてもございます。そこは私どもとしては、なかなかコントロールは難しいところかと思っておりますけれども、ホームページにも、その旨、周知のことは書かせていただいております。

【大倉委員】 もちろん、これは一企業の取組なので、何だかんだ言えないと思うんですけれども、ぜひ周知をしていただいて、あと、要は、楽天の交換のやり方もなかなか複雑らしくて、非常に面倒だという声なんです。ですから、せっかくなら改善できるところは改善していただきたいですし、そこは要望をさせてください。

【井手デジタル戦略課長】 先ほど、饗庭委員のご質問で、契約の内訳につきまして答弁させていただきましたけれども、申し訳ございません、ポイント発行手数料で、私、2,200万円と申し上げたところ、システム利用料が正しい内容でございました。お詫びして、訂正させていただきます。

たいと思います。よろしく願います。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】議案外のところで、IR区域整備の推進についてのところでお伺いしたいと思いません。

この中で、10月25日、26日に開催された九州地方知事会議及び九州地域戦略会議の中から、今後も「オール九州」で推進していくということですが、もう少し詳しい内容を教えてください。

【小宮IR推進課長】本年5月それから10月に、九州地方知事会議並びに九州地域戦略会議において、4月以降の継続審査の状況等について本県からご説明をさせていただき、九州の一体的な発展を目指すということと、広域周遊観光を実現するということが踏まえて、九州にぜひIRを誘致してほしいということで、いずれもオール九州での取組を推進していくという決議をいただいております。

【饗庭委員】その中で、具体的に、どんなところから進めていくかとかいうのがあれば、教えてください。

【小宮IR推進課長】令和3年4月に、九州の経済界それから各県、議会が一体となりました九州IR推進協議会が設立をいたしております。この中で、2つのワーキンググループがございまして、IRで様々な調達が行われますけれども、この調達をぜひ九州内から積極的にお伺いしたいという地元調達のワーキンググループ、それからIRを訪問されたお客様が県内または九州各県に広く周遊していただくということで、九州

の広域周遊観光促進のワーキンググループがございまして。現在、令和3年以降、この2つのワーキンググループを中心に、どのような取組を行うべきか、というところで検討を続けておられますので、区域認定をいただいた後は、こういったワーキンググループを中心として、さらに議論を活発化させていきたいと考えております。

【饗庭委員】それは令和3年4月からずっと続けておられるということかと思うんですけども、今、なかなか認定が獲得できない中で、オール九州で何をやっていくのかというところをお伺いしたいと思います。

【小宮IR推進課長】九州の思いとしては、やはり一日も早く区域認定を獲得するということがございますので、審査委員会それから審査委員会の事務局等に対する接触のルールがございまして、経済団体の皆様とは、本当に九州が一体となってIR誘致を目指しているということについては、様々な機会を捉えて、要望活動ですとか、地域での合意形成、そういったところに取り組んでいただくということで、意見交換をさせていただいております。

【饗庭委員】要望もしていくということですが、今後の予定がわかれば、教えてください。

【小宮IR推進課長】それぞれ個別の団体の要望活動等について、詳細はまだ把握できておりませんが、年明け1月以降、それから令和6年4月以降、新たな取組として、各方面に対しての様々な要望、それから意見交換の場の設定等については、できる限り情報収集に努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】そういう中で、県として区域認定に向けて、今年度、活動する予定があれば、教えてください。

【小宮IR推進課長】県といたしましては、特段、国または政府等に、区域認定に関する要望等を行う予定はございません。というのが、接触ルールが定められておりますので、私どもは、そういった活動は控えるべきという認識を持っております。しかし、継続審査となって半年以上経過しておりますので、私どもは、審査委員会、観光庁とのやり取りを継続し、今後もしっかりと対応して、一日も早く認定を勝ち取るということに注力したいと考えております。

【饗庭委員】一日も早く、やはり明確になることが必要かというふうに思いますので、県としても、認定が下りるか下りないかわかりませんが、できれば積極的にしていただければというふうに思います。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】IRに関連して、質問をさせていただきます。

今、重要な時期であり、重要な案件だから、本当は活発な議論があってしかるべきだけれども、どうも沈黙というか、口を閉ざして、という雰囲気があるものだから、空気感が出てこないのですが、1点聞きたいのは、政府の方は、あまり時間に関係なくやるんだというような流れがあったような感じがするわけですが、長崎県としては、いつまでもいつまでもというわけにはいかない。なぜかという、いろいろな問題が絡んでいるから。だから、来年の3月、年度内ぐらいで決着をしてもらって、そして工程から言うと、もう2年遅れぐらいの事業の動きになる。2年遅れになったとしても、今言われている大阪よりは早い。大阪は2030年以降という話になっているから、2年遅れで2029年だからね。だから、何しろ長崎県、急ぐべしという話なんだけれども、具体的にお聞きしたいのは、

面談。どういう形で行われているのか。県だけが窓口なのか、企業もいろいろと聞かれて、対応しているのかどうか。なぜならば、県だけでは、ちょっと限界があるような感じがする。長崎県案といえども、やっぱり数字とかなんとか全て企業と把握して、100%の長崎県案という形でもないからね。そこら辺の感触を聞かせてください。

【小宮IR推進課長】国とのやり取りについて、また審査の内容等については、田中委員もご承知のとおり、国が公表されている以上のことは、県の立場として申し上げることは差し控えたいところではありますけれども、県とKYUSHUリゾートジャパンとで申請をいたしましたので、今現在の国とのやり取りについては、県並びに事業者で対応をさせていただいているところでございます。

【田中委員】事業者も、ちゃんと窓口として国との対応をやってもらっているわけね。そこらが見えてこないものだから。県だけがやっているような感覚になるものだから心配していますが、やってもらっているとすれば、それはそれでよし。

ただ、国の審査で、長崎県がどういう主張をしているのか。私は個人的に思うのは、一番の要望の争点は「地方創生」という言葉なんです。IRのスタートの時は「地方創生」という言葉が使われていた。だから、私は、都市型とか地方型で、3か所ならば、都市型2か所、地方型1か所、その1か所に長崎県は食い込めばいいじゃないかというような主張をしたこともあるけれども、地方創生という概念は、今、全然聞こえてこないのですか。

【吉田企画部政策監】田中委員ご指摘の地方創生の観点につきましては、九州・長崎IRの区域

整備計画にもしっかりと記載をして、提出をさせていただいております。ただ、その審査の状況や審査委員、あるいは事務局である観光庁への働きかけ等が禁じられているものですから、詳細は説明を控えさせていただきますけれども、申請書の中にしっかりと記載をして、やり取りを行っております。審査の状況や審査委員会等への働きかけについては、接触禁止のルールが設けられておまして、これを行った場合には認定を行わないと、はっきりと記載されておりますので、この場での説明は控えさせていただきます。

【田中委員】何しろ頑張ってもらわなきゃいかんのだけれども、先ほども言ったように、3か所という時に、中央が2か所あれば、地方創生観点から言うと地方1か所、いいじゃないかと。一緒にやってもらえば、それはやっぱり規模感が全然違うから負けちゃう。せめて半分と言ったけれども、大阪の案はもう1兆3,000億円になっているわけだから、半分にしたら6,500億円。だから、長崎IRは3分の1なんです。しかし、それでも地方の唯一手を挙げた長崎県としては、内容を見てくれと。規模感では負けるけれども、内容はいいよというような観点が当たってもらわなきゃいかんし、先ほどちょっと出たけれども、IR、ハウステンボスのあそこを中心にして、九州観光の拠点にする、これは大きな柱なんです。俗な言葉で言うと、がらがら、がらがらあれを持って九州を散歩するのも大変だから、あそこのホテルに長期間、1週間なら1週間滞在しながらでも、あそこを中心にして九州各県に行く。鹿児島とか、宮崎、大分はちょっと遠いから、長崎空港からの回遊をしなければいけません。しかし、近くはバスでも行ける。3時間、4時間ぐらいのバスになるかもわからんけれども、

あそこをそういう周遊型の拠点にするというのは大きなポイントだったんだ。そこら辺で言う形で、オール九州でやるという話になっているわけだから、そこら辺を強くやっぱり打ち出すべきだと思うんだけど、話をした感覚はどうですか。

【吉田企画部政策監】審査の中身についてはご容赦いただきたいのですが、委員ご指摘の九州周遊観光あるいは送客の機能というのは、IR施設自体に法律上も求められておりますので、先ほど饗庭委員からのご質問に対して課長が答弁いたしました九州IR推進協議会の中に、九州観光周遊ワーキンググループを設けて、九州の魅力あるコンテンツの整備なども含めて、送客側と着地側の両方の観点から準備を進めるよう区域整備計画等の中に記載し、アピールしているところでございます。

【田中委員】先ほどから、接触ルールの関係がある、それは昔から言われていたからね。そんなことしなくても、例えば、委員会で活発な議論をやって、それがマスコミを通して国に上がる方法だってあるわけだから。だから、マスコミにどんどん発信してもらおう。そのためには、やっぱり県内及び議会、県、ここら辺はもう少し活発な意見ができるような雰囲気はつくらなきゃいかん。国に行かなくてできるわけだから。いろんな真新しい情報が出たり、いいものがあったりすれば、マスコミがやってくれるよ。それは向こうだって見る。ああ、長崎県はこれだけ頑張っているのなら、どうにかしてやらなきゃいかんな、となれば一番いいんだけど。

工程表で言うと、先ほど言ったように、大体2年遅れ。来年の3月に認定をもらったとしても、想定されるのは、2年遅れぐらいでずっといかにざるを得ない。そうすると、2029年ぐらいにな

るかな。先ほど言ったように、それでも大阪より早い。大阪は2030年でいっているから。2030年も遅れるという話を漏れ聞いているけれどもね。だから、何しろ来年の3月まで、私は、望みを持って、皆さん方が一生懸命頑張ってくれることを期待していきたい。

しかし、いつまでもずるずるというわけにいかない。なぜかというところ、関連するところはいろいろある。ハウステンボスさんの土地の問題も、そんなに何年も延長するような話を想定していなかったから。しかし、出てくると思えますよ。ハウステンボスの企業戦略にも影響するわけだからね。

そのほかにも、私は想定して、当時、いろいろと呼びかけをしていた人材育成。長崎国際大学。ホテル関係の問題もある、語学もある、それから料理関係もある。こちら辺は国際大学が一番だぞ。近くにあってね。人材育成。これもオープンに間に合わせるように、先行してやらなきゃいかんから。そういう意味からは、やっぱりある程度のめどは立てなければ。

それから、安田産業汽船にしたって、やっぱり企業戦略もありますよ。お願いしているわけだから。西部ガスだってそう。これも想定されるような、一緒になってIRを実現するような形になっているわけ。具体的な形を言うとね。こういうところにも迷惑かけるから、2年遅れとなれば、2年遅れで仕方ないけれども、説明責任はぴしっと果たさなきゃいけない。そんな感じがしますよ。

幸いと言ったらおかしいけれども、2年遅れた関係で、ありがたいことに交通インフラは進んできた。西九州自動車道だって、4車線が令和6年から令和9年にかけて完成するわけだ。西九州自動車道4車線化、今やっている佐世保から

佐々までのね。そうすると、令和9年となると、オープンが令和10年くらいの関係になるから、間に合うなど。

西九州自動車道4車線化は規定どおり進んでいますよ。針尾バイパスも、幸い、今度もう内定ということで、国会議員の人から、針尾バイパス、6億8,500万円の予算がつきましたよという報告を受けた。6億8,500万円というと平年の2倍だから、これで少しずつ進むなど。

ましてや、針尾バイパスの本体工事に入るために、崎岡町早岐線という路線が、もう1月、開通してくれると。私の家の前だから、いつも見に行っているけれども、今、突貫工事をやっていますよ。だから、進んで、ありがたい話だ。

そういう利点もあるし、周辺もやってくれている。県は何もしていない。ハウステンボス線にしたって、針尾橋にしたって、これはやっぱりあなたたちは先行して着々とやっているという方針を出しているわけだから、あなたたちから土木の方にも。予算を組んでいるわけだから、もったいないよ。あの2つの橋だって、概算だけれども、多分4億円ぐらいの予算が組まれていたと思う。執行できていない。IRが認定受けてから、受けてからという話だ。だから、県は、お互い融通は利くわけだから、皆さんは土木に対して、よそはやってくれているのだから頼むよという話をしてもらいたいし、202号の4車線というのは、IRに入れ込んだばかりに、これはちょっと遅れ過ぎだ。佐世保市が浦頭の活用を打ち出した。来年4月からやりたいと。それに合わせるようにして、当初の予定では、令和5年にはもう完成する予定だったんだ。令和6年、7年たっても、今の調子では解決できない。4車線化、令和9年、令和10年にかかるかもわからない。だから、これは別個にやってもらわなきゃいか

ん。私はこれは特別委員会で話したけれどもね。

そういうふうにして、どちらかと言うと、国がうまくいっている。やってもらっている。県は、あまり対応していない。認定を受けてから、受けてから。本年度だって4億円ぐらいの予算、流しちゃうの。もったいない話だ。ぜひ、そこら辺は横のつながりで、ぴしっとしてほしい。

そこら辺で、見解だけ聞かせてもらおうかな。

【吉田企画部政策監】ただいま、幾つかのポイントを委員からご指摘いただきました。

まず、人材育成につきましては、現在、長崎国際大学、また長崎県立大学と佐世保市、長崎県の4者で、国際観光人材育成のコンソーシアムというものを立ち上げて、最もIR地域に隣接しております長崎国際大学を中心として、しっかりとしたネットワークを図れるような準備を進めているところでございます。

それから、ハウステンボスを含めた地域経済への影響等につきましては、観光庁の方へも折に触れて、例えば、ハウステンボスの社長交代で、今、委員からご指摘のあったような記事が報道された場合には、それを観光庁の方に送らせて、そういった地域経済への影響もありますということをお伝えしております。

それから、インフラ整備につきましては、特に県の関係につきましては、財源として、事業者の負担金を構成しているものですから、この認定をどうしてもトリガーとせざるを得ないという状況がございます。その辺も含めまして、土木部としっかりと連携をして、認定が取れたら、すぐ着手ができるような形で準備を進めているところでございます。

【田中委員】大筋ではそうなんだけれども、揚げ足取るわけじゃないけれども、202号の4車線は、事業者負担なんかさせること自体が本当は

おかしい。もしあったとすれば、あれは別ルートでやっていたわけだ。別ルートというのは、佐世保市が浦頭港を整備して、あの流れの中で4車線化事業は、ちゃんと県も認定をしてやっていたわけだからね。これはあえて、一言だけ言わせてもらおう。

それから、佐世保市に対しても、市道関係の問題がある。想定している何線かある。この路線を整備する。これも関係なく佐世保市がやるべしという話をしてほしい。急に言ったって、逆に、こっちが突貫工事になれば間に合わないから、先行してね。

一番大きなものは上水道、下水道だ。上水道は、ちょっと大き過ぎるからなんだけれども、石木ダムができなきゃだめだというわけじゃないけれども、市民の安心感というものを考えれば、やっぱり石木ダムをやってもらわなければ。その流れの中で上水道の整備も出てくるし、下水道は、本当に佐世保市はあの場所でやるのかね。企業としても、今、進んでいるからね。ハウステンボス、もう35年前の話だから。下水道の関係は、もうちょっと効率のいいというか、価格的に、もうちょっと立派なものが私はできると思う。だから、今の下水道は、あそこには関係なくやれるんじゃないかと思うから、2年遅れたけがの功名と言ったらちょっとおかしな話だけれども、2年遅れて、再検討するところがあるんじゃないかなという感じよね。IRをする時に、ハウステンボスの関係でね。

道路ですよ、道路が一番。だから、道路は、ハウステンボスもいろいろな企画を持ってやろうとしているから、混雑解消だけは先行してもやるべしと。それは針尾橋であり、ハウステンボスの4車線なんだ。

ぜひここら辺はお願いしておきたいと思いま

すが、もう一度、見解を聞かせてもらいます。

【吉田企画部政策監】佐世保市道等、上下水道も含めまして、佐世保市の所管の事業につきましても、県、市連絡を取りながら準備を進めているところでございます。

繰り返しになって恐縮でございますが、上下水道の整備費用等につきましても、概ね総額の半分に当たる部分は事業者負担を求めているものですから、事業者が受益者ということであるという理由でございますが、そういうこともございまして、同じく、認定を取り次第、しっかりと進めるように、準備を進めているところでございます。

【田中委員】お願いをしておこうと思う。下水道。一応はあの地域内の下水道ということで考えたいと県は思っているかもわからんけれども、佐世保市は、住宅政策の一環とすれば、周辺は下水道の地域として繰り入れてやりたいというような意向も私は聞いている。そうすると、場所等についても、あそこにこだわらない。あの土地は一等地だ。IRができれば、特に一等地だ。もったいないね。IRの下水道用地と物流倉庫と技術センターという会社と、あの3つが一番、数千坪のあの土地は、本当にもったいない土地だ。だから、ハウステンボスとの関係も、うまくいくような形で県が仲に入ってもう少しやれば、もっと立派なIRができます。土地も、大阪が狭い狭いと思っていたけれども、あそこは40ヘクタール以上になるんだね。大阪は大きいんだ。私は、小さいところでやるかと思っていたらね。だから、土地だけぐらいは大阪に負けないぐらい、あと10ヘクタールぐらい増やすとか、認定を受けた後、そういうことはできるのかどうか。そこら辺はどうなっておりますか。国との関係だね。企業との関係は、また別だけれどもね。

【吉田企画部政策監】区域整備計画に記載している内容については、基本的には、記載のとおり進めていくということになります。

なお、認定が取れた後のいろいろな状況の変化等に応じて、例えば変更が必要になった場合には、これはIR整備法に基づいて、その変更の手続も定められておりますので、その際には、軽微な変更を除く大きな変更につきましても、また県議会の方等、ご審議を賜りまして、県議会の方と調整をした上で、変更は可能ということでございます。

【田中委員】何しろ年末年始も大変だと思うけれども、頑張ってください。お願いしておきます。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【大倉委員】私からは、事務事業評価の結果の資料の中から、施策5、ICTを活用した行政運営の効率化のところで伺いたいと思っております。

令和6年度に向けての方向性として見直しの中身が書いてあって、「メタバース」という言葉が出てきます。これはいわゆる行政DXのことだと思うんですけども、「メタバースを含めた先端技術に関する情報収集を行いながら、民間事業者による運用方法、手法等を検討する。」というふうに書いてあるんですけども、メタバースを使っただけの行政運営の効率化というのは、どういうものを想定しているのか、描いていらっしゃるのか、教えてください。

【井手デジタル戦略課長】メタバースにつきましては、仮想現実空間を構築いたしまして、その中で、いわゆるオンラインの中での空間でございますので、どこにいても、その中に入ることができるというものになっております。そういったことですので、これまでテレビ会議ですとか、そういったウェブ会議といったものも広

がってきておりますけれども、例えば、それではなかなかコミュニケーションが取りづらい部分を、メタバースであれば、もう少しリアルに近い感覚を得ることができるですとか、そういったものになっておりますので、コロナ禍を通じまして、リアルからウェブ会議というものが随分普及はしましたけれども、もうちょっとリアルに近いコミュニケーションを図れるという部分で、メタバースというのは活用できるものかと思っております。

そういったことで、私ども、今年度から少しメタバースの取組に着手してまいりたいと思っておりますけれども、今後も、行政サービスを提供する上で、メタバースはいろんな場面で活用できると思っておりますので、そういったところで、今後、様々な分野に活用を広げてまいりたいというふうに思っているところでございます。

【大倉委員】 承知しました。

ウェブ会議等々、まずは庁舎内でメタバースを活用していくということですね。つまり、まずは内向き側からで、いずれは外向き側というところにもやっていきたいというご答弁だったと思うんですけれども、メタバースの本気度が問われていると私は思っているんです。

例えば、先行事例として、鳥取県なんかはもうメタバース課というものもございまして。そこでAIのAvatarという職員を日本で初めて採用して、それはニュースにもなりました。AI Avatarのいいところは、24時間365日、世界中とつながることができる、なんていうことですので、それがニュースになって、それがまた取組として本気度が皆さんに伝えられるわけですね。そういった参考事例も私はぜひ活かしてもらいたいのですが、そのあたりのご見解を教え

ていただけませんか。

【井手デジタル戦略課長】 委員おっしゃいました鳥取県の事例も承知しているところでございます。AIのAvatarをメタバース空間に置いて、24時間お問合せに答えることができるですとか、そういった使い方というのは、メタバースの活用方法として、十分できるものと思っております。

私ども、県庁内メタバースの活用というのもまだできておりませんでしたので、まずは触ってみて、簡単な活用方法から入っていきまして、どんどん、どんどん、メタバースにつきまちは、様々な活用の仕方、今おっしゃいましたようなAIと組み合わせて行うですとかございまして、そういったところを新たな技術等を取り入れながら、検討を進めていきたい、実際に活用を進めていきたいというふうに思っております。

【大倉委員】 つまり、メタバースというのはどんどん、どんどん進化していくんですね。ですから、後れを取らないでほしいんです。つまり、逆に、今さら感が目立ってしまうのもデジタル技術の側面であるということ、最後にご指摘させていただこうと思います。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、企画部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、次週、12月11日（月曜日）は、午前10時から委員会を再開し、警察本部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時57分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月11日

自 午前10時 0分
至 午後 2時22分
於 委員会室 1

監 察 課 長	林田 克盛 君
厚 生 課 長	浅海 洋 君
留 置 管 理 課 長	吹田 守孝 君
生 活 安 全 部 長	平井 隆史 君
生 活 安 全 企 画 課 長	竹田 英城 君
人 身 安 全 ・ 少 年 課 長	松尾 文則 君
生 活 環 境 課 長	朝末 英一 君
サイバー犯罪対策課長	堀 耕基 君
地 域 部 長	杉本 正彦 君
地 域 課 長	西尾 洋 君
刑 事 部 長	川口 利也 君
刑 事 総 務 課 長	尾塚 政一 君
捜 査 第 一 課 長	坂木 勇夫 君
捜 査 第 二 課 長	中道 宣信 君
組 織 犯 罪 対 策 課 長	下田 健一 君
交 通 部 長	多田 浩之 君
交 通 企 画 課 長	宮崎 秀樹 君
交 通 指 導 課 長	橋元 庄司 君
交 通 規 制 課 長	本田 浩之 君
運 転 免 許 管 理 課 長	林田 晋 君
警 備 部 長	池園 直隆 君
公 安 課 長	村山 隆信 君
警 備 課 長	細川 誠 君
外 事 課 長	古川 豊久 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	中村 一三 君
委 員	田中 愛国 君
"	外間 雅弘 君
"	山口 初實 君
"	前田 哲也 君
"	大場 博文 君
"	饗庭 敦子 君
"	山村 健志 君

3、欠席委員の氏名

小林 克敏 君
大倉 聡 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長	中川 正則 君
首 席 監 察 官	田川 佳幸 君
警 務 課 長	山田 恭市 君
総 務 課 長	一瀬 永充 君
広 報 相 談 課 長	山本 耕平 君
会 計 課 長	曾我 将男 君
装 備 施 設 課 長	岡山 英紀 君

地 域 振 興 部 長	小川 雅純 君
地域振興部政策監 (離島・半島・ 過疎対策担当)	渡辺 大祐 君
地域振興部次長兼 交通政策課長	鳥居 祐輔 君
地域振興部政策監 (県庁舎跡地活用担当)	坂田 昌平 君
地域づくり推進課長	宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	坂本 敬作 君

市町村課長	大塚 英樹 君
土地対策室長	吉田 良則 君
新幹線対策課長	川口 正剛 君
県庁舎跡地活用室長	松島 勝久 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【坂口委員長】おはようございます。委員会を再開いたします。

なお、小林委員、大倉委員から、欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中川警務部長】では、私から警察本部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の2ページをお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分でございます。

はじめに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

補正予算額でございますが、歳出予算、警察管理費2億7,120万4,000円の減となっております。これは、職員給与費につきまして、既定予算の過不足調整に要する経費でございます。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳出予算、警察管理費4億7,584万4,000円の増、警察活動費23万9,000円の増でございます。これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員に係る報酬等の改定に要する経費でございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】では、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【中川警務部長】続きまして、警察本部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案1件、計画議案1件でございます。横長の総務委員会資料、警察本部の3ページでございます。

まず、条例議案につきましてご説明をさせていただきます。

第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、人事委員会の令和5年10月6日付の「職員の給与等に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、横長の総務委員会資料警察本部の4ページでございます。

計画議案についてご説明をさせていただきます。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分でございます。

この議案につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画についての議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

これは、全般的な県政運営の指針であります長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について、5年間の計画期間の中間年に当たることから、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものでございます。

警察本部におきましては、事業群3-3-1-5

「サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進」に係る「サイバーセキュリティ講話の受講者数」の数値目標について、デジタル化の急激な進展により、サイバー空間が重要な社会経済活動が営まれる公共空間となっている状況を踏まえまして、サイバーセキュリティ意識の普及啓発をさらに推進する必要があることから、変更するものでございます。

次に、議案外の報告事項についてご説明をいたします。横長の総務委員会資料、警察本部の6ページでございます。

これは、損害賠償事案2件及び公用車による交通事故のうち和解が成立しました4件についてでございます。

損害賠償事案の1件目でございますが、諫早警察署の職員が、積雪により坂道に放置された軽自動車を移動させるため、当該車両の所有者から許可を得まして運転し、坂道を下ろうとした際、同車両がスリップをして滑走したことにより、無人駐車中の軽自動車に接触して損害を与えた事案でございまして、9万4,000円を支払うためのものでございます。

2件目でございますが、佐世保警察署の職員が、相手方が購入いたしました食品1個を同人から預かり保管したものの、その後、相手方に交付したと誤信したことにより、消費期限を1日経過させ損害を与えた事案でございまして、149円支払うためのものでございます。

この2件につきましては、11月6日付で専決処分をさせていただいており、賠償金は全額県費から支払われることとなります。

また、公用車による交通事故に関しましては、和解が成立いたしました4件の合計145万3,167円を支払うため、11月6日付で専決処分をさせていただいたものでございまして、これらの損

害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故防止のため、若手警察職員の技能向上プログラムを構築し、段階的な指導、教養を組織的に実施しておりますほか、全職員に対する公用車による交通事故発生状況の情報配信、各所属指定の安全運転指導員による訓練、運転シミュレーション機器を活用した体験型教養などに取り組んでおりまして、運転者及び同乗者の安全運転意識の向上と連携を強化し、全職員一丸となって事故防止対策を推進しているところでございます。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりたいと考えております。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、ニセ電話詐欺被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締まり状況について、サイバー犯罪の取締まり及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況、事務事業評価の実施について、につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載のとおりでございます。

続きまして、令和6年度の主要施策についてご説明をいたします。

引き続き、縦長の総務委員会関係説明資料(追加1)警察本部の2ページをお開きください。

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策（素案）」を策定しています。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策につい

て、新規事業を中心にお示ししたものでございます。

このうち、警察本部における主要事業としましては、ニセ電話詐欺防止対策、サイバー犯罪対策、交通死亡事故・重傷事故抑止対策などを推進してまいりたいと考えております。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところでございます。

これらの事業につきましては、県議会の皆様からのご意見を十分に踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

最後でございますが、本年の警察職員による非違事案の状況でございます。

警察職員による非違事案につきましては、11月末までに5人の懲戒処分を行っているところでございます。直近では、40代の男性警部補が、コンビニエンスストアのトイレで盗撮したことによりまして停職6月の懲戒処分を行っております。

また、22歳の男性巡査が、10代の高校生に対してみだらな行為をしたとしまして、11月9日に同人を長崎県少年保護育成条例違反で逮捕しています。

これらは、犯罪を取締まるべき警察官による言語道断の行為でございます。重く受け止めているところでございます。

これまで、非違事案防止のために様々な取組を実施してまいりましたが、改めて各所属長に対しまして、職員に対する職務倫理教養の一層の充実、身上監督及び指導の徹底を図るよう指示してまいりまして、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終

わかります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分及び第108号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出があった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【中川警務部長】 それでは、引き続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明をさせていただきます。

まず、1,000万円以上の契約状況につきまして、本年9月から10月までの実績は、資料に記載のとおり9件となっています。

続きまして、今回、陳情・要望で回答するものがございます。平戸大橋入り口交差点付近の渋滞緩和策を早急に実施することを求める意見書の1件でございます。ご要望に対する回答につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象番号は53番、77番となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【外間委員】 大変失礼いたしました。

53番の平戸市議会から、平戸大橋入り口交差点付近の渋滞緩和策を早急に実施することを求めるということで陳情が上がっておりますので、この件について、県警としての現状のご認識をお伺いしたく、ご質問させていただきたいと存じます。

平戸大橋の入り口の交差点が、西九州自動車道路が延伸することでの混雑と、もともと平戸島は平戸大橋を出入口として、生活のかなめとして使っている、あるいは観光道路として出入口が1か所であることで、もともと朝夕の慢性的な交通渋滞は、私も地元の皆様方とともに確認したところでございますが、さらに、平戸大橋の入り口に高速道路が入り込むということ

で、直進道路の交差点になっていくと、ここはまさに技術的なものが必要であるということで、この改良、改善を求める意見書が上がっているものと理解をいたしております。

このことについて、改めて県警としてどのようにご認識をなされて、現状、このことに対する改善策をご検討いただけるということであれば、ご説明をいただければと思います。

【本田交通規制課長】平戸大橋入り口交差点の渋滞状況の現状認識、それと課題と対応策についてご回答させていただきたいと思います。

長崎県におきまして、平成21年度より、延長2,300メートルのバイパス、通称田平バイパスが着手されておきまして、令和5年7月12日に、平戸大橋入り口交差点から約270メートルが暫定的に供用となりました。平戸大橋入り口交差点が、丁字路だったのが十字路交差点になっております。

これに伴いまして、交差点を通過できる時間の短縮が生じまして、江迎町方向から平戸大橋方面、平戸大橋から島外に出る車両が、朝夕を中心に渋滞がさらに激しくなったと認識しております。

これにつきまして、課題として県警としては2点考えられます。

1点目は、信号の青時間の秒数調整がさらに必要ではないかという点です。

2点目につきましては、平戸大橋側の右折帯が短いので、これを延長する必要があるのではないかということで、道路管理者が今検討中と聞き及んでおります。

この渋滞につきましての対応状況ですが、1点目の信号機の秒数につきましては、直ちに県警交通規制課、平戸警察署、道路管理者と連携をいたしまして、同交差点の渋滞解消に向けて、

10月末まで試験的に秒数調整の実験をし、検証をしました。

その結果、青時間の秒数を平戸大橋方向に若干長めに設定することで、平戸大橋の交通渋滞は最初は1キロメートルぐらいあったのが、現在は1回から2回の信号待ちで大体流れていると聞き及んでおりますが、まだまだ渋滞が発生する時期もありますので、今後とも周辺道路の状況を見ながら調整をしていきたいと思っております。

今後、平戸の県北振興局から右折帯の延長などの協議がございましたら、県警としまして必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

【外間委員】1キロほど渋滞していたものが、秒数の調整で大体緩和できている状況とのご説明がございました。

さらには2番目の右折帯の延長についても、道路管理者と調整を図りながら今後対応してまいりたいと、2点についてご回答をいただきました。この平戸大橋の交差点の渋滞緩和がさらに前に進めばありがたいと思うんですが。

従来から何度も申し上げているとおり、平戸大橋1本が平戸市民の生活道路、平戸の入り口はここしかありませんので逃げ道がないものですから、どうしても朝夕のラッシュはものすごいものがございまして、地方の8時前後の交通渋滞ではあまり見られないような状況がずっと続いているうえに、ありがたい西九州道路の延伸で十字路の交差点ができ上がった。様々な技術で対応すれば、この渋滞緩和策は対応できるということで、ただいまの課長の対応策を了といたしまして、引き続き、右折帯についての対応も併せてぜひともご検討いただき、この平戸大橋入口交差点付近の渋滞緩和策についてご対

応をよろしく願いをいたします。

【坂口委員長】陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【山口委員】質問させていただきます。総務委員会補足説明資料の事件事故の推移の関係であります。

それぞれの案件について年度ごとに数値がきちっとまとめられているわけですが、それを見ますと、刑法犯の検挙率が、残念ですが、令和3年が63.8%、令和4年が59.1%、令和5年が55.7%と下がっているわけですね。知能犯も39.2、37.6、34.5と、それぞれ年度ごとに下がっている状況にあります。

このことについて、県警としてどう受け止められているのか、お尋ねをしたいと思います。

【中道捜査第二課長】ここで言う知能犯は、詐欺とか背任とか、そういった犯罪ですが、そのほとんど、9割方は詐欺になります。

その中でも、最近はコロナ禍の巣ごもりの影響もありまして、インターネット利用の詐欺、それとニセ電話詐欺、これが非常に増えております。そういった中で基本的に非対面の匿名性

が高い捜査ということで、非常に困難を極めます。

それというのも、追跡が困難な海外のサーバーを使用したり、偽造身分証を利用した、要するに「飛ばしの電話」と言っているんですけども、そういった携帯電話を使用していると。

そして、匿名性が高くて証拠隠滅が可能な通信アプリを使用しております。その犯行グループも首都圏を中心に行っており、非常に捜査が難航しているということで、検挙率低下の要因になっております。

ですから、これは全国的にも言えるんですけども、こういったことは警察庁や他県警とも連携を図って、検挙率のアップにつなげたいと考えています。

【山口委員】長崎県警のその種の検挙率につきまして、私は、全国でトップクラスにあるとずっと認識をしているわけですが、今聞いてみますと、結果としては減少している状況にあるわけですね。

検挙率を上げるということは、犯罪の阻止につながるというふうに思うんです。検挙率を上げることは、長崎県でこれをやってもちょっとやばいと、犯罪者の心理に極めて顕著に作用すると思うんですが、そのことについてはどうお考えですか。

【尾塚刑事総務課長】委員からありました長崎県の検挙率につきましては、9月末現在、刑法犯の検挙は55.7%で、前年度比3.47ポイント低下していますが、全国順位は高い方から第7位、九州管内では第1位という状況になっております。

検挙率の犯人の犯行を抑える抑止という面につきましては、県警の捜査力を、検挙ごとに広報などを実施して、長崎県で犯罪を起こした際

は必ず捕まるんだというふうに、長崎県警の存在意義を示していきたいと考えております。

【山口委員】全国的にも検挙率が高いということ認識しながらお尋ねしているわけですが、なお一層しっかり頑張っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

中身を見てみますと、「その他の刑法犯」という項目があるんですが、これはどういうことを指すのかと。これも、残念ですけど、毎年比率が下がっているんですね。

どういうものを「その他の刑法犯」というのか、教えていただけますか。

【尾塚刑事総務課長】その他の刑法犯というのは、器物損壊、占有離脱物横領罪といった犯罪になります。

【山口委員】もう一つお尋ねします。児童虐待の関係ですが、令和3年367件、令和4年402件、令和5年752件と、認知件数、通告件数、通告人員ともに、こっちは残念ながら上がっているんですね。これは社会背景があるんですが、警察としては、このことについてはどう受け止められていますか。

また、どうしたらこれが減らしていけるのか、ちょっと違う視点になるかもしれませんが、まずはどう受け止められているのかということをお尋ねしたいと思います。

【松尾人身安全・少年課長】まず児童虐待の認知件数等が増えていることに対する警察としての受け止め方についてお答えします。

増えている要因としましては、児童虐待に対する県民の社会的関心の高まりにより、近隣住民からの通報が増加傾向にあります。

もう1つが、面前DV、児童の面前で行われる配偶者暴力など言いますが、こういった保護者等による児童の面前での暴力などを心理的虐待

として積極的に通告をしています。

もう一つは、児童相談所等関係機関への取扱い歴の照会を毎回行っており、それによって得られた情報を勘案し、幅広に通告を行っております。

この3つが、増加をしている原因と受け止めております。これに関しましては、虐待の早期発見につながっていますので、件数が増えることが必ずしも良いとは言いませんが、この高まりは、社会全体で虐待を早期発見、未然防止していこうという機運につながっておりますので、良いことではないかと判断しております。

もう一つの質問であります、減らすための努力と言いますか取組につきましては、なかなか特効薬というのはないかもしれませんが、こういった児童虐待に対する機運に乗じてと言いますか、これを踏まえて関係機関とより連携をとって、早期発見、未然防止、各種対策に努めていきたいと考えているところでございます。

【山口委員】要は社会全体でこのことについて減少させようという地域の雰囲気はあると思いますので、そこのところも醸成していただいて、なお一層、児童虐待は減らしていけないと思っていますので、警察側としてもご指導いただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に高齢者の関係ですが、75歳以上の人身事故が少し減少していますね。これはいいことです。減少していることは極めていいんです。取り組んでおられる75歳以上の免許返納も一つ影響しているのかなとは思いますが。

免許返納の実態と申しますが、県内の状況というのはどのように捉えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

【林田運転免許管理課長】現在の自主返納の推移と申しますが、状況についてご説明いたしま

す。

令和4年中に自主返納、全部取消しをした自主返納の件数は4,629件ございました。これは令和3年に比べますとマイナス537件でございます。この4,629件のうち、65歳以上の方が4,400件ですので、全体の95%ということになります。先ほど委員から若干お話がありました75歳以上でありますと2,858件となっております。

自主返納の件数は実は少しずつ下がっておりまして、令和5年9月末の件数は3,353件、前年比マイナス247件です。若干自主返納の数は減っている現状でございます。

【山口委員】わかりました。免許を返納しようという社会的な機運が高まって、早めに65歳時点で返納してしまうと、75歳以上で返すベースが少なくなっているわけですから、そういうことになるのかなと思います。

免許返納の効果は、警察としてはどう捉えられているんですか。

【林田運転免許管理課長】自主返納の効果というのは、なかなか見えてこないところはあると思います。

自主返納をした方のアンケートを取っています。昨年、4,400人の高齢者の方が自主返納をされています。自分の身体機能の低下を自覚したという方が1,700人ぐらい、運転の必要がないという方が1,600人ぐらい、この両方で70%を超えています。

もともと運転をしていない方も38%ぐらいいらっしゃいますので、全てにおいて自主返納によってどうかということとはございませんけど、ご本人自身が身体機能の低下を自覚したということで免許を返納されていますので、少なくともその方々の交通事故の抑止にはなってい

るものと考えております。

【山口委員】わかりました。交通事故者数、あるいは負傷者数も高齢者は減っていますから、極めていいことです。

ただ、死傷者の方、亡くなった方がほとんど毎年変わらないぐらいにあるので、ここも減少していくのが望ましいことなんですが、これはやはり普段の交通事故に対するそれぞれの運転者の心構え含めて、あるいは高齢者の事故に巻き込まれるケースもあってのシェアだと思いますので、ここは警察としてもきちっと皆さんに周知していただくようお願いできればと思います。

いずれにしても、皆さんの頑張りでこういう形で減っているのはいいことだと思っていますから、なお一層、それぞれの分野でご努力いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】私も何点か質問させていただきたいと思います。

まず、二セ電話詐欺被害防止対策についての中で、被害総額が増加している状況で、架空料金請求詐欺が69件と全体の66%となっておりますが、これ以外の二セ電話詐欺といったらどういうものが多いのか、お伺いします。

【下田組織犯罪対策課長】令和5年9月末の統計によりますと、先ほど委員から説明がありました架空料金請求詐欺が69件で一番多く、次に多いのが還付金詐欺の9件と、金融商品詐欺9件ということです。

還付金詐欺は、ご存知のとおり「還付金がありますよ」というようなことで、ATMに行ってお金を上手に振り込ませるという手口でございまして、金融商品詐欺は、投資をしますよとい

うことでLINEなどにきて、そこで投資は実際にしないのに投資保証金名目でお金を振り込ませる手口でございまして、これが若干増加傾向なのかなという現状でございます。

【饗庭委員】そういう現状の中、架空料金請求詐欺が多いからということで、電子マネーの購入を抑止する、そこで犯罪に遭わないようにしておられると思うんですが、具体的にどのように防止しているのかお伺いします。

【竹田生活安全企画課長】電子マネーの対策でございますが、コンビニで購入される方が非常に多いということでございます。ですから、コンビニ店舗に対しましてチェックシートをお配りして、実際に購入されるお客様がそういう被害に遭っていないかどうか、一つひとつチェックを行っていくという形が一つです。

それから、県民の皆様に対して、電子マネーを買えば犯罪につながりかねないということを広報しています。

【饗庭委員】そのように広報してもなかなか減っていかない、金額はどんどん高くなっているような感じがするんですけども、それに対してさらなる防止策があれば教えてください。

【竹田生活安全企画課長】これは二セ電話詐欺全般の対策でございますが、実際に非常に増えている状況にございますから、県民一人ひとりの心に響くような取組をしております。

3つございまして、犯人からの電話がつながりにくい対策、予防に資する広報対策、金融機関、コンビニ等の対策でございます。

電話がつながりにくい対策につきましては、防犯機能付きの電話、相手からかかってきてもシャットアウトするような対策。

予防に資する広報対策は、広報をしっかりしていく、今、前川 清さんに二セ電話詐欺等被害

防止広報大使をお願いしましてCM作成等をしております。

それから金融機関とコンビニについては、コンビニは先ほど申し上げたとおりでございますが、金融機関についても、ATMの近くで携帯電話をかけている方に「使用をお控えください」というご案内をしていただくような取組、以上3つの取組をしております。

【饗庭委員】ぜひともそれで防止していただければと思うんですが。

先ほど言われたつながりにくいというところで取り組まれている電話の対策ですけれども、そこは高齢者が多いのか、高齢者以外のところでも使っておられるのか、お伺いします。

【竹田生活安全企画課長】電話がつながりにくい対策については、県警で、いわゆる撃退機がございまして、これは945台ございまして、県内の各警察署から高齢者世帯を中心に貸出しをしているところでございます。当然945台では足りないですから、防犯機能付き電話につきまして、家電量販店と連携して広報対策をとっております。

固定電話対策はそれで済むんですけども、携帯電話の対策等々もございまして、NTT西日本のサービスの利用についてご案内したり、また携帯電話についても非通知が着信拒否になるような設定をするように、県民の皆様にご案内しているところでございます。

【饗庭委員】県民の皆さんの意識もあるのかと思います。ぜひ防止のための広報を強化していただければと思います。

次に、少年非行のところでお尋ねします。少年非行も全体的に増加しているように記載されていますけれども、少年非行が増えている要因としてはどのように捉えているのか、お伺いし

ます。

【松尾人身安全・少年課長】少年非行が増えている要因について説明をさせていただきます。

この少年非行の数値が前年と比べて増加していますが、前年の令和4年は1月から3月まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長崎県蔓延防止等重点措置がとられていました。このようなことで、令和4年度は全般的に少年の非行数が減っていると判断しております。

これを受けて本年は増えているような状況がありますが、実際にどのような部分が増えているかというところをご説明させていただきます。

まず、刑法犯少年につきましては132人、プラス43人でございます。これにつきましては窃盗事犯が大きく増えているところでございます。ですから、刑法犯につきましては窃盗犯が増えていることによって増加していると判断しております。

次に特別法犯少年につきましては、性非行の増加が少し目立っております。前年と比べて県の迷惑行為等防止条例違反がプラス7人となっておりますので、このようなところで特別法犯少年が増えているものと判断しております。

不良行為少年に関しましては、喫煙、深夜はいかが増えています。このような要因によって今年は増えていると判断しております。

【饗庭委員】それが増えるにあたって、子どもたちの心の動きとか、いろいろあるかと思うんですが、窃盗をしたり迷惑行為をしたり徘徊したりというようなところで、どういうふうに捉えているのかお伺いします。

【松尾人身安全・少年課長】個々の少年によって生活環境、学校環境、交友関係が様々違いますので、それぞれに応じた対応が必要になると

思っております。

県警では、小学生、中学生、高校生や大学生に対する非行防止教室、薬物乱用防止教室を行っています。また、実際に非行に走った少年や被害に遭った少年に対する継続支援も少年補導職員が行っています。

今後も、関係機関と連携しながら、このような取組を進めてまいりたいと思っております。

【饗庭委員】その中で、年代別で何歳ぐらいが多いとかがわかれば教えてください。

【松尾人身安全・少年課長】数値を確認したいと思しますので、休憩をお願いします。

【坂口委員長】しばらく休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【松尾人身安全・少年課長】刑法犯少年と特別法犯少年に分けてご説明いたします。

刑法犯少年につきましては、16歳が22名、19歳が21名となっております。学職別でいいますと、高校生が33名、有職少年が25名となっております。これらが多くなっています。

特別法犯少年でいいますと、18歳が5名、15歳と19歳がともに4名と多くなっています。学職別でいいますと、中学生、高校生がともに5名となっております。これらの学職が増えています。

【饗庭委員】非行を防止するためには、幼いころからいろんな形で防止策をとっていただければと思います。

次に、交通事故防止についてお伺いしたいと思います。先ほどもちょっとお話があったましたが、今朝も通勤する途中で自損事故があっっていて、最近、車同士の事故も結構増えているのかなと思うんです。その中で死亡事故も増え

ている状況です。

どのようにして交通事故防止をされているのか、お伺いします。

【宮崎交通企画課長】交通事故の抑止につきましては、まず運転者対策といたしまして、運転シミュレーターを活用した参加体験型の交通安全教育を行っております。このほか、交通事故歴を有する高齢者宅の訪問活動も行っております

また、歩行者に対する対策といたしましては、歩行者シミュレーターを活用した参加体験型の交通安全教育をはじめ、高齢者の方が夜間に歩行中にはねられる事故がございますので、夜間歩行者に対する反射材の配布、市町、福祉、高齢者の関係団体と連携いたしまして、集会またはグラウンドゴルフ等の高齢者の方々が集まる場所に赴きまして交通安全教育をしております。

あとは自治会長と連携いたしまして、独居高齢者宅を訪問しまして、なかなか外に出ない高齢者の方に対する交通安全指導もしております。

【饗庭委員】いろいろな面で指導をされている状況かと理解しました。

その中でもなかなか減らないのは、車は性能がだんだん良くなるんですが、性能が良くなることによって運転技術が若干落ちていくのかなと思わなくもないんですけども、そのあたりの県警の考えがあれば教えてください。

【宮崎交通企画課長】交通事故につきましては、年々減少傾向にある状況でございます。

ただ、どうしても高齢運転者につきましては事故を起こす割合が高いところがございます。ですので、先ほどもお話ししましたように、高齢運転者の方につきましては、まずは身体機能で

すね。こういうところに対する声かけを行いまして、自分の体調や天候等に合わせた補償運転をやっていただきたいことと、もし運転に自信がない、不安であるという方につきましては、運転免許試験場や警察署に対する相談を促しているところでございます。

【饗庭委員】そういう運転に不安がある方の相談件数は結構多い状況でしょうか。

【林田運転免許管理課長】運転に不安のある方についての安全運転相談を受け付けております。これは、運転免許試験場であるとか、各警察署において受付をしております。

相談の件数につきましては、運転免許試験場で受けた相談件数が356件、警察署でも608件、結構多くの件数を受け付けているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ今後も交通事故がないようにしていただければと思います。

最後に損害賠償金のところで、先ほどご説明いただいた横長資料の7ページ、食品の損害賠償金として149円と非常に低い料金ではございますが、どうしてこのようになったのか、お伺いします。

【林田監察課長】これは留置場の中で発生しております。留置されている方がパンを自費で購入するという事で、留置の看守が受けているんです。留置されている方一人ひとりにロッカーのようなものがあるんですけど、配達されたパンを間違っって別のロッカーに入れてしまって、本人に渡すことができなかったという事案であります。

【田中委員】私も、今の佐世保署の149円はびっくりしたんだ。長い経験の中で、こういうことは初めてなので、内容はということなのかなと思って、今の質疑で分かりました。職員同

士の関係じゃないんですね。民間人との関係で、こういう事例が発生したということですね。

いろいろ前例になると困るようなことも考えられるので、どういう内容なのかなど。149円で専決処分なんていうのは、私も実際初めての経験ですよ。専決処分をするには、印鑑をあちこち、事務処理は大変だと思う。なんで149円です思ったけれども、今の話で分かりました。留置場に入っている人と職員との関係で、そういう問題が出てきたと、だから税金で処理したと理解してよろしいわけですね。分かりました。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【山村委員】薬物情勢の件でお伺いしたいんです。最近、テレビとかで、大麻が若い人たちに蔓延しているということが報道されているんですけど、長崎県の情勢について教えていただければと思います。

【下田組織犯罪対策課長】県内の大麻の状況について説明をいたします。

大麻事犯の検挙人員につきましては、令和元年中は23人、令和2年中が28人と若干の増加傾向でありまして、令和3年中は23人とわずかに減少しましたが、令和4年中には25人と再び増加に転じて高止まりの現状にあると。これにつきましては、本年も若干そのような状況でございまして、一番の特徴は、令和5年9月末暫定値でございまして、大麻17人検挙のうち20歳代が一番多い8人、20歳未満が3人の11人と、20歳代までで65%。これにつきましては、この5年でもほぼそのような50%から80%という高い状況でございまして、これは、同じような薬物ですけど、覚醒剤と比べて、大麻が非常に若年層に占める割合が多いのは、全国と同様、長崎県も同じ現状でございまして。

【山村委員】大麻が入手しやすくなっている現

状があるのかどうかということも含めて、どういう分析をされているのか、どういう考えを持たれているのかということをごちょっと教えていただければと思います。

【下田組織犯罪対策課長】大麻の入手方法につきましては、知人からもらうとか、インターネットで購入するとか、一部栽培をするというふうなことで、一般的に覚せい剤と比べて非常に入手しやすいのが現実でございまして、入手する原因、動機につきましても、簡単な気持ちで入手をしている現状でございまして。

【山村委員】若者に増えてきているというか、高止まり傾向というか。大麻から恐らく覚醒剤にいくんだらうとも思っていますし、ぜひ若者に対する啓蒙というか啓発というか、薬物の啓発活動は今後力を入れていかなきゃいけないのかなと思っているんですけど、その辺を県警としてはどう考えているかを教えていただければと思います。

【下田組織犯罪対策課長】抑止活動の大きな柱としまして、まず取締りと、委員がご指摘されているとおり地道な抑止教育活動ということで、取締りは警察の本分でありまして、当然強化をしていく中、抑止教育活動としましては、警察で知り得る情報は、取調べをしたりする場合、なかなかほかの関係機関は入手することができないと思っております。抑止活動をする団体としましては、ご存知のとおり県の薬務行政室、学校、教育委員会、保健所等々がございまして、そういう生きた情報を関係機関に提供しまして、実のある抑止活動、また教育活動に転じていきたいと考えております。

【松尾人身安全・少年課長】警察が行っている学校に対する教育について説明させていただきます。

警察では、小学校、中学校、高校、大学に対しまして、学校等の理解と協力を得た上で、薬物等に関する専門知識を有する職員を学校に派遣して、薬物乱用の実態等を踏まえた薬物乱用防止教室を開催しております。

開催に当たっては、それぞれの年代に応じて薬物の種類、乱用の実態、薬物の有害性や危険性等について分かりやすく説明するとともに、薬物乱用防止広報車「あすなろう号」を出動させて薬物標本パネルの展示、ビデオ教材等の啓発資料を活用したり、実際に薬物を誘われた時の断り方のロールプレイングをしたり、薬物の知識をクイズ形式で出題したりとか、複数のパネリストと生徒による討論形式を行うなどして創意工夫をしながら参加体験型の教室を開催しているところでございます。

【山村委員】高校生までの教育ってすごく大事なかなと思っています。大学生になった時に関西とか関東とか都会に行く子たちもたくさんいらっしゃる中で、そういうところで誘われることも当然発生してくるだろうと思っていますので、今後とも、若い世代への啓発活動、啓蒙活動、薬物防止の活動を続けていただければと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【大場委員】1点だけお尋ねをいたします。

ようやく島原道路関係で森山西・東インター間が開通いたしました。ただ、供用開始当初、非常に交通渋滞などの混乱を招いたとお聞きしております。現況についてはどのような形で進んでいますでしょうか。

【本田交通規制課長】島原道路の交通渋滞の現状について、ご説明をさせていただきます。

令和5年11月12日に、島原道路の森山西インターから森山東インターチェンジまでの約3キ

ロが開通をしました。これに伴いまして、朝夕を中心として、雲仙市方向から諫早市方向に向かう車両が、森山西インターを先頭として一時的に約5キロの渋滞が発生をいたしました。

この渋滞中、一般道の国道57号線の交通量は閑散としておりまして、渋滞の発生はあまりありませんでした。よって、ほとんどの車両が新しい道路を通行したことが渋滞の原因であると県警では分析をしております。

したがって、県警では、開通当初から交通規制課と諫早警察署、国土交通省の道路管理者と連携をしながら、道路管理者による道路情報板を活用した交通渋滞の情報の提供、県警におきましては、渋滞の原因となっている森山西インターチェンジの十字路交差点の信号機の青時間を調整することを対応した結果、現時点では渋滞は落ち着いていると聞いております。

【大場委員】さすがに島原半島、また近隣の方々の期待が大きかっただけに、その渋滞が皆さんに与える影響が非常に大きかったと。

実はその時に島原の市議会議員の方々が、東京へ陳情活動で、初めての道路だからということで乗ったところ、乗ったらすぐ車が止まってしまって、降りるまで3キロが1時間かかったり、空港に何とか5分前に着いたということで、これはもう厳しく言っておいてくれということでしたので、そういった対応をしていただいて、今のところ渋滞がなければ幸いです。

ただ、栗面インター等々もあって、今ようやくあそこが、昭和堂印刷ですかね、そちらまでできてきて、その流れが落ち着いてきたような感があって、残りが建設予定で、まだ途中でありますので、特に休日の夕方と平日の朝夕とか渋滞が懸念されますので、現状で落ち着いているように見えながら、やはり朝夕の時間帯はさ

らに対策が必要と思いますので、その辺はよく注視して、渋滞があった場合には対応等をぜひ速やかにお取りいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【本田交通規制課長】この道路は、委員がご指摘のとおり、まだ暫定的に森山西インターチェンジで降りている状況で、さらに延伸されると聞き及んでおります。

現在の状況は落ち着いておりますけれども、また今後、交通流が変わって交通渋滞が懸念されることでもありますので、諫早警察署、交通規制課、道路管理者と連携をしながら、今後の交通渋滞の有無について注視してまいりたいと考えております。

【大場委員】確認をさせてください。今、信号の青時間の時間調整でスムーズに回しているということですが、一般の方で、右折の信号表示を出してはという声があるんですが、そういった対応は可能ですか。

【本田交通規制課長】右折矢印の必要性について、ご回答いたします。

右折矢印は、右折を優先的に流すことにおいては非常に効果的ではございますが、現状、森山西インターから同交差点に降りたところの車線が1車線しかございません。右折車線がない関係で、右折矢印の対応をしたとしても、直進車両が1台いたら右折ができない状況が発生いたしますので、現時点では、道路改良がない限り、右折矢印の設置は非常に困難ではなかろうかと考えております。

【大場委員】その点は理解をいたしました。

ようやく徐々にできてきて、実は昨日、夜に私も通ってきました、夜は割とスムーズに通ってましたので、ぜひそういった対策を含めてお願いしたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】では、ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時06分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、地域振興部関係の審査を行います。しばらく休憩し、11時25分に再開いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時24分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分と、委員会付託議案である第94号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、まず、予算議案及び第94号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論、採決を行うことといたします。

そして、委員会再開後、第94号議案について討論、採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それではそのように進めさせて

いただきます。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案及び第94号議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で合計2,351万9,000円の減を計上いたしております。これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、令和6年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

土石流被災家屋保存公園の指定に係る令和6年度から令和8年度までに要する経費として、798万9,000円を計上いたしております。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で合計2,397万8,000円の増を計上いたしております。これは、職員の給与改定に要する経費であります。

続きまして、関連議案についてご説明いたします。総務委員会関係議案説明資料2ページを

お開き願います。

今回、併せてご審議をお願いいたしておりますのは、第94号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、土石流被災家屋保存公園条例に基づき、土石流被災家屋保存公園の管理運営について、外部有識者で構成する指定管理者選定委員会において審査を行い、南島原市を指定管理者として指定しようとするものであり、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、地域づくり振興課長より補足説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】私から、右上に「補足説明資料」とある資料で説明させていただきます。タイトルといたしまして「公の施設の指定管理者の指定について（第94号議案）」です。

1、施設概要、名称は土石流被災家屋保存公園、所在地は南島原市深江町です。

2、指定管理者候補者の名称、南島原市でございます。

3、選定経過でございます。

（1）非公募の理由ということで、土石流被災家屋保存公園は、雲仙・普賢岳噴火災害による土石流被災家屋を保存することにより、災害のすさまじさとその教訓を後世に承継し、防災の重要性を県内外に伝え、また、県民の防災意識の向上を促すために南島原市に設置しています。

南島原市は、土石流被災家屋保存公園の設

置計画段階から参画し、被災を経験した地元自治体として、県と連携を図りながら公園の設置趣旨の実現に取り組んでおり、引き続きその効果が期待できます。

また、本公園は、隣接するふれあい公園、情報施設等とともに「道の駅ひまわり」を構成する施設と一体的に整備されたものであり、引き続き道の駅の設置者である南島原市が管理することにより、効率的な管理運営ができるというところでございます。

(2)は、選定委員会を設けておりまして、資料に記載の7名の選定委員で選定しております。

次のページをご覧ください。

(3)選定方法は、9月4日に指定管理者選定委員会において、南島原市1者によるプレゼン、それから質疑応答、そして採点を行ったところでございます。

(4)選定結果といたしましては、700点満点で495点、100点満点に直しますと70.7%ということになります。

(5)選定理由としては、災害の脅威・教訓の伝承の場として活用に向けた取組について、「道の駅ひまわり」等の関連施設と連携が取れている。提案内容を踏まえ、実現等の各項目について採点を行い、合計で7割を超える点数を獲得し、委員からも適当であるといったところで、南島原市を指定しようとするものでございます。

(6)の表で近年の入場者数をお示ししております。令和5年度は9月末までの数字でございます。

4、債務負担行為としまして、3年間で798万9,000円となり、指定管理の期間も3年というところで、今回の議案を出させていただいている

ところでございます。

私の説明は以上でございます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第94号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、予算議案及び第94号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時33分 休憩

午後 1時30分 再開

【坂口委員長】それでは、委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、地域振興部長より総括説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、第94号議案及び第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分であります。第94号議案については先ほど分科会でご説明いたしましたので、第93号議案、第95号議案及び第108号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

はじめに事件議案についてご説明いたします。

第93号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和4年9月30日、長崎振興局の職員が公用車を運転中、走行中の中型自動車と衝突し損害を与えたものであり、賠償金121万570円として和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、雲仙岳災害記念館条例に基づき、雲仙岳災害記念館の管理運営について、公募により申請があった2者を、外部有識者で構成する指定管理者選定委員会において審査した結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州沖縄支店を指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画に

ついて議会の議決議案と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年に当たることから、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであります。

地域振興部においては、事業群3-2-3-「県庁舎跡地整備の推進」の取組について、当初設定した目標を達成したことから指標を変更するなど、6件の数値目標について変更するものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

UIターンの促進等について。

10月から12月までUIターン促進キャンペーンを市町等と連携して実施しているところであり、県や市町の移住関連イベントを集中的に行っているほか、ながさき移住倶楽部への登録を促進するため、期間中、登録いただいた方に抽選で県産品をプレゼントすることとしております。

主な移住関連イベントとしては、ながさき移住サポートセンター主催で市町等との合同による名古屋での移住相談会や、東京や大阪での転職相談会をはじめ、多くの市町でオンライン相談会等を実施しているところであり、さらなる移住促進に努めてまいります。

関係人口の創出については、本県と連携協定を締結している富士通株式会社の社員6名が10月3日から6日にかけて島原市においてワーケーションを実践し、仕事をしながら農業体験や雲仙岳災害記念館視察、地元の方との交流など

もしていただきました。

また、ワーケーションの受入促進を図るため、首都圏企業によるマッチングツアーを12月から来年1月にかけて、長崎市及び島原市において実施することとしており、これらのマッチングツアーの成果については、2月に東京で開催予定のプロモーションイベントにおいて発表することとしており、本イベントを通して県外の方々に本県の魅力を発信するなど、ワーケーションの受入促進を図ってまいります。

長崎県・市町連携会議の開催について。

去る11月6日に、知事と市町長による令和5年度長崎縣市町連携会議を開催いたしました

会議においては、県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンの方向性について、各市町長からご意見をいただいたほか、各市町と地元高等学校が連携した地域課題解決に向けた取組などについても意見交換を行ったところであります。

引き続き、県・市町の施策について、情報共有や意見交換を行うなど、市町との連携強化を図り、各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

長崎空港の運用時間延長・24時間化に向けた取組について。

長崎空港の運用時間延長に向けては、昨年3月に開始された航空管制業務のリモート運用を活用し、今年度様々な運用時間外の取組を行っているところでございます。

その取組の一つとして、ソラシドエアの協力のもと、8月・9月に引き続き、12月も長崎 - 羽田線で早朝2便、夜間2便の計4便の臨時便を運航する予定としております。今回は10月から2か月以上の期間を設けて販売を行うとともに、ANAとのコードシェアも実施しております。

また、去る12月10日には、JALの協力のもと、長崎空港を朝5時台に出発する富士山日の出遊覧チャーターを実施するなど、様々な航空会社や関係者と一緒になって運用時間外の取組を進めております。

今後も、こうした取組の中で運用時間外の運航に係る需要や課題を探りつつ、定期便の就航につなげ、段階的な運用時間の延長を図りながら長崎空港の24時間化に向けて、引き続き取り組んでまいります。

九州新幹線西九州ルートについて。

西九州新幹線長崎～武雄温泉間については、開業後、毎月約20万人の方にご利用いただいております。この間、県では新幹線の利用と県内周遊を組み入れた旅行商品の造成や、JR九州と松浦鉄道、島原鉄道を組み合わせたフリー切符の広報に対して支援するなど、新幹線利用者の県内各地への周遊促進に努めているところであります。

去る10月14日には、県内の子どもたちを対象とした新幹線の無料乗車会を開催し、約1,000名の方に新幹線の高速性や快適性などを体感いただいたところであります。

また、11月10日には「アミュプラザ長崎新館」が開業し、新たな賑わいがもたらされております。県といたしましても、市町や関係団体等と連携しながら、引き続き、新幹線効果の波及・拡大を図ってまいりたいと考えております。

一方、九州新幹線西九州ルートにおける新鳥栖 - 武雄温泉間の整備の在り方については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」等で議論が続けられております。県としましては、こうした動向を注視しながら、引き続き、西九州地域全

体の発展に資する全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

恐れ入りますが、総務委員会関係議案説明資料、追加1をご覧ください。

令和6年度の主要施策。

令和6年度の予算編成に向けて、「令和6年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、地域振興部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和6年度は、ワーケーションの推進や地域公共交通の維持・確保、西九州新幹線の利用機会の創出等の各種施策に取り組んでまいります。

ワーケーションの推進については、国内外のノマドワーカーからワーケーションの実践先として本県が選ばれるよう、効果的な施策の構築に向けた調査・研究に取り組みます。

地域公共交通の維持・確保については、「2024年問題」等の課題に直面する公共交通事業者の人材確保対策や、地域公共交通ネットワークの再構築に取り組めます。

未来大国づくり応援事業については、「新たな長崎県づくり」のビジョン実現を図るため、市町等が取り組むビジョン実現に向けた事業を支援してまいります。

「めぐりあい」の創出・拡大については、主に若い世代の交流拡大を図るため、「めぐりあい長崎イベント」を実施し、長崎の各地域の魅力を全国へ発信してまいります。

西九州新幹線の利用機会の創出等について

は、子育て世代の子どもと過ごす時間の拡大を図るため、新幹線の通勤利用を促進してまいります。

離島地域の活性化については、しまのビジネスコンテストや食品流通専門の団体と連携したプロジェクトなど、有人国境離島法に基づく国の支援策等を活用し、さらなるしまの人口減少対策に取り組めます。

県庁舎跡地については、基本構想の具体化を進めるとともに、賑わい創出のための利活用を推進してまいります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、総務委員会関係議案説明資料にお戻りいただき、6ページ中段をご覧ください。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について。

令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和4年度末における施策の進捗状況について、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、地域振興部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である19項目のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた18項目の令和4年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和4年度の目標値を達成したものが7項目、令和4年度の目標を達成してい

ないものの、改善傾向にあるものが7項目、令和4年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが4項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである12項目のうち、実績値が把握できていないもの等を除いた11項目の令和4年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和4年度の目標値を達成したものが5項目、令和4年度の目標値を達成していないものの、改善傾向にあるものが4項目、令和4年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが2項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂について。

「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」と一体性を確保し取組を推進するため、施策体系や数値目標の整合を図っているところでありますが、今般の総合計画の一部見直しに伴い、共通する取組やKPI（重要業績評価指標）等について一部改訂を行うこととしております。

地域振興部においては、個別施策3-2-(3)のKPI「県庁舎跡地の整備（賑わいづくりに向けた先行整備）」を、県庁舎跡地の整備（基本設計）」に変更するほか、個別施策3-2-(2)のKPI「JRによる府県相互間旅客輸送人員（関西・中国・福岡～長崎県）」について、目標値の上方修正をするなど5件の改訂を予定しております。

事務事業評価の実施について。

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。地域振興部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】それでは、私から、右上に補足説明資料とある分をご説明させていただきます。第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

1、施設の名称は雲仙岳災害記念館、所在地は島原市平成町1-1です。

2、指定管理者候補者、名称はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州沖縄支店、所在地は福岡市でございます。

3、選定経過、（1）指定管理者の公募について。

記念館は、平成14年7月の開館当初から、その運営を目的に設立されました公益財団法人雲仙岳災害記念財団が運営を行ってきたところで

す。記念館においては、これまで例えば平成30年にリニューアルをしたり、増客対策等を講じてきたところでございますが、今回、さらなる記念館の活性化を目指すため、民間のノウハウや発想を取り入れて一層効率的な運営を行うことができるよう、公募としております。

（2）応募団体は2者ございました。シダックスと団体Aでございます。

（3）選定委員といたしましては、資料に記載

のメンバーに選定をしていただいたところでございます。

次のページ、(4)選定方法といたしましては、令和5年9月4日に選定委員会を開き、応募者によるプレゼンテーション、質疑応答、それから採点、候補者の選定をしたところでございます。

(5)選定結果といたしましては、200点掛ける7名の1,400点満点で、シダックスが1,072.5点、100点満点に直しますと76.6%という数字でございます。の団体Aが658.5で、100%に直しますと47.0%といったところでございます。

(6)選定理由といたしましては、記念館の設置目的である雲仙・普賢岳噴火災害の脅威と教訓の伝承への取組、経営を成り立たせる利用促進策とのバランスのとれた計画となっている。シダックスは、全国で多くの指定管理を受託している実績から、記念館を運営するノウハウを有しており、自己資本とか財務状況等からも、今後の5年間で指定期間としておりますが、安定した経営管理体制ができる。提案内容を踏まえて各項目で採点を行い、合計で7割を超える得点を獲得したことから、シダックス大新東を指定管理候補者の第1位として選定しております。

入場者数につきましては、過去4年分と今年度の途中経過を記載しております。

4、その他でございますが、この記念館に係る運営経費については、財団が所有している基金により賄うこととしておりますので、県においては従前から管理運営経費の債務負担の設定は行っていないところでございます。令和6年度から令和10年度の5年間というところで今回提案をさせていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

第94議案に対する質疑につきましては分科会において終了しておりますので、第93号議案、第95号議案及び第108号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 では、第93号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」についてお伺いしたいと思います。

和解されたということですが、自動車は両方とも走行中で、県側の負担が100%となった理由を教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】 これは、県側が前方不注意で、右に曲がっている道路を、信号に気を取られ、県側が第3車線から第2車線に進入し、第2車線を走っていたトラックにぶつかったところでございまして、トラックは避けようがない状態で、県側だけの注意不足だったということで県側の負担が100%となっております。

【饗庭委員】 であれば、そのまま後ろから追突した形と理解したらいいのでしょうか、第3車線から第2車線に入ってという説明があるんですけど。

【宮本地域づくり推進課長】 トラックが斜め後ろからですが、県側だけの注意不足が原因の事故と理解しております。

【饗庭委員】 わかりました。理解したいと思えます。走行中だと100対ゼロはあり得ないみたいと言われていたので、確認をさせていただきました。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第94号議案も含めまして討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案乃至第95号議案及び第108号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出があった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

9月から10月までの1,000万円以上の契約状況といたしましては、UIターン促進プロモーション業務委託の1件となっております。

3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「養生所を考える会」などからの要望となっており、3ページから40ページまでにお示ししているとおりでございます。

次に41ページをご覧ください。

ここからは附属機関等会議結果報告でございます。9月から10月までの実績は、長崎県地域公共交通活性化協議会の計2件でございます。その議事概要につきまして42ページから43ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。審査対象番号は56、57、62、65、67、68、70、79となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【饗庭委員】 陳情番号67番について、質問をさせていただきたいと思っております。ライドシェアと称する白タク行為に関する陳情書で、白タク行為を是認することがないようにということを出ているかと思っております。

白タク行為は違法と私も理解しているところです。しかしながら、タクシーになかなか乗れないタクシー難民も増えている状況でございますので、県としてのライドシェアの考え方をお伺いします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 ライドシェアに関するタクシー協会からの要望に対する県の考え方についてのお尋ねでございます。

まず一般論として、長崎県は離島・半島地域を抱えており、少子・高齢化、過疎化が急速に進む中において、地域公共交通インフラを確保・維持していくことは非常に重要な政策課題であると認識をしています。

また、コロナの影響によるドライバーの離職やコロナ後のインバウンドの急回復などにより

観光地や過疎地におけるタクシー不足が深刻化している状況もあると認識をしています。

国の動きでございますが、今国会において、岸田総理からライドシェアの課題について取り組む旨が表明をされておりまして、まさに今、国の方で具体的な検討がなされているところと承知をしています。

ライドシェアの導入については、交通空白地などにおいて有効な交通手段になる可能性があるというメリットもある一方で、運行管理や責任主体を明確にしないまま運行がなされるといった点、安全性などの課題が所在することも指摘されており、まずは国において十分に検討をしていただく必要があると考えているところでございます。

【饗庭委員】おっしゃるように、これから国からどういう方針が出てくるかということかと思えます。

その中で安全性の確保も求められるかと思うんですが、どんなにしたら安全性が、運転する方も乗る方もお互いにあるか、そのあたりの県としての考え方があれば教えてください。

【鳥居次長兼交通政策課長】安全性の確保についての県の考え方ということでございます。

繰り返しになりますが、現在、ライドシェアに関してメリット、課題というところを含めて議論が国でなされている状況でございます。当然その中で安全性の確保についても議論がなされていくものと承知しています。

県としても、ご指摘があったように安全性の確保というのが課題であると認識しておりますので、国の議論を注視しつつ、安全の部分、運行管理の課題といったところはしっかりと解決される必要があると考えています。

【饗庭委員】国が決定した後は、県としても、

いろんな課題は前倒しで取り組みながら進めていただければと思います。以上で終わります。

【山村委員】同じ67番のライドシェアの件について、再確認も含めて質問させていただきます。

県のタクシー協会、長崎市、各地域のタクシー協会から要望書が出ています。やはりライドシェアに関する心配事なんだろうと思っておりますし、特に、長崎県独自で取り組めないんですよねというところかなというふうには思っております。先ほどの課長の答弁にもありましたように、国の推移を見守っていくとお話は伺っているんですけど、再度確認ですね。

県独自ですか、しないか、国を見守るんだというところの確認をしたいと思えます。よろしくをお願いします。

【鳥居次長兼交通政策課長】国の議論の推移を見守るという中で、県の独自で行うかどうかというご質問でございますが、現在のところ、そういったものは考えていない状況でございます。

【山村委員】かなりいろんな課題があるかと思っておりますし、国の方で、課題がある中で今、いろんな議論がされているということで、地域の実情もかなり変わってくると思えますので、きちっと見守っていただいて、どうしていくかというのを、なったらなった時のことになるかと思えますけれども、きちっと対応していただければと思っております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山口委員】お尋ねしますが、いずれにしましても人口減少対策は長崎県の最大の課題であるわけで、UIターンの促進は、そういう面では極めて重要な施策であろうと思います。

今回、長崎国際テレビと契約されて、この促進を図るということであります。テレビ局に依頼する具体的な狙いといいますか、どういう業務をどのように依頼されるのか、お尋ねをおきたいと思います。

【宮本地域づくり推進課長】この業務につきましては、テレビで何かを放送するというものではございません。私どもがやっております、移住の検討をする人たちに見てほしい「ながさき移住ナビ」というホームページがあるんですが、そういったところを数多く見てもらうために、我々がインターネットとかを見ていると広告とかが飛んでくるような感じで、そういった広告を効果的に出すことを競わせております。

具体的には、これはプロポーザルでやっています、ながさき移住ナビをとにかくたくさんみてもらうようにするというところで、4者応募があった中で、選定の審査委員会を開いて、その中で一番効果的なインターネット広告を打てる事業者を選ぶという形で、今回、長崎国際テレビが一番優れたアイデアを出したということでの契約となっているところでございます。

【山口委員】わかりました。いずれにしましても、これは大事なことだと思いますので、全国にきちっと周知をしていただいて、一人でも二人でも多く長崎に帰って頑張ってください状況をつくっていただきたいと思いますので、これ

はよろしく願いしておきたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【山村委員】補足説明、追加で出された資料で、令和6年度の主要施策の案件でご質問いたします。

公共交通の維持・確保ということで書いていただいています。2024年問題に直面しますということとか、今まさに起きています人材確保の問題とかですね。将来的には公共交通ネットワークの再構築というところまで含めて、人材不足というのは多分、今からずっと続くことでしょうし、地域によっては交通課題というのはかなり大きな、地域が生き残れるかどうかということにも関わってくると思います。

この辺で、こういったことを今は考えられているのかというのを教えていただければと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】主要施策の地域公共交通の確保・維持、地域公共交通ネットワークの再構築に取り組むという部分の検討内容についてのご質問でございます。

背景といたしまして、委員からもご指摘がありましたとおり、全国的にバスなどの運転士不足が深刻化をしている状況でございます、実際に県内でも路線バスの路線廃止や減便が顕在化をしてくている状況でございます。

今後、いわゆる2024年問題で労働規制が強化され、さらなる人材不足が懸念される状況も重なってくることから、県としましては、公共交通事業者の人材確保や、地域公共交通ネットワークの再構築に取り組んでいきたいと考えていたところでございます。

検討中の内容でございますが、運転士不足というところがありますので、人材確保、運転士確保のための取組への支援として、事業者で人材募集を独自で行われておりますので、そういった点を後押しするために、合同企業説明会やセミナーへの支援ができないかと考えております。また、再構築という観点から、利用者が非常に少ないバス路線に代えて、市町がデマンド交通に転換を図ることも必要になってくるのではないかと考えておりますので、そういった部分への何らかの後押しができないかといったところも考えているところでございます。

今後さらに検討を深めて、問題解決に資するような取組にしていきたいと考えています。

【山村委員】 将来交通については多分、人材不足で路線が減便になるのはここ近年の話と思うんですけど、10年後とか20年後を眺めた時には、恐らく人材不足で運転士が確保できないとか、いろんな整備関係の問題だとかあってくると思います。

これは要望なんですけど、やはり自動運転だとか、そういったところまで含めて、人口減少の中でいかに地域交通を確保していくか。特に離島とか、地域によっては長崎県の中で人口減少が先に進むエリアもありますので、そういったところでモデル地区となるような取組が検討できれば素晴らしいのかなと思っておりますので、これは要望としてお伝えしておきます。

【坂口委員長】 ほかに質問はございませんか。

【饗庭委員】 私も何点が質問させていただきたいと思います。最初に、長崎県・市町連携会議の開催について、お伺いしたいと思います。

この中で、新しい長崎県づくりを推進していくためのビジョンの方向性についても皆さんからご意見をいただいたと。その後、各市町と地

元高等学校が連携した地域課題解決に意見交換を行ったと書いてありますので、その内容を教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】 1点目、ビジョンにつきましては、県のビジョンをお示しして、各首長からいろんな意見をいただいたところでです。

ご意見といたしましては、「未来大国」というのは大きな構えでいいのではないかと、あるいは、少子化が進んでいる日本において課題解決を図っていくことは発信としていいのではないかとといった意見とかですね。あと、名称がちょっと「大国」はわかりにくいかもしれないといったご意見をいただいたところでです。

もう一つの、各市町と地元高校が連携した地域課題解決に向けた取組につきましては、島原市が県立高校と連携してやっている、自分たちがこういうことをやっているということに対して、ほかの市町の意見も出たところです。地元のことを知らないまま大人になると、地元で就職する選択肢が狭められるよねとかですね。一方で、市町から見た時に高校は県立高校で、県と市の差はあるけれども、やはりそういったところの連携は大事だというふうな意見があったところでございます。

【饗庭委員】 今いただいた意見の中で、県として、意見を活用していこうという内容があれば教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】 それぞれ企画部であったり教育庁であったりが所管になりますけれども、今言ったような意見を何らか次に反映と申しますか、それを踏まえた何らかの取組になってくると思っております。

【饗庭委員】 ぜひ、今後も連携して、いろんなご意見があった場合には、ぜひ取り入れていた

できればと思います。

次に、「施策評価（途中評価）調書」からお尋ねしたいと思います。

最初に9ページの3、持続可能な地域づくりに取り組む地域数では、最終目標よりかなり「遅れ」とされており、主な要因、新型コロナウイルス感染症の影響だけではないかと思うんですが、そのあたりを教えてください。（発言する者あり）

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時15分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【宮本地域づくり推進課長】 一番大きいのは、やはりコロナの影響とっております。

地域づくり団体をつくっていくには、地区の代表者であるとか、そういったやる気のある人が何らか集まる必要が基本的にはあるかと思えます。そこをオンラインで最初から全て開くのではなくて、やっぱり一定集まる。その集まるのが制限されてことによって進捗が遅れているのかなと思っております。それが一番大きな影響だと考えているところでございます。

【饗庭委員】 それを踏まえて、令和5年度はどのように進めているのか、お伺いします。

【宮本地域づくり推進課長】 令和5年度におきましては、我々県としては、地域団体の成立について成功事例の展開とか、あるいはアドバイザーの派遣、研修とか、そういったものが必要になってくると考えておりますので、現状は、市町職員向けのアドバイザーの派遣と研修会で、すね、県職員向けも実施していますけれども、そういったところで増やしていきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】 そのような状況で、令和5年度は目標に達せそうでしょうか。（発言する者あり）

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時17分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【宮本地域づくり推進課長】 増加するのは間違いはないんですけども、届くか届かないかというところが、まだ残り期間もございますので、はっきりわからないところでございます。

【饗庭委員】 目標に向けて進めていただければと思います。

もう1点、21ページをご覧くださいまして、指標の「しまの人口の社会増減数」もかなり遅れで、しまの人口減はなかなか厳しい状況かと思えます。令和4年度がどうしてこういうふうになったのかと、今後どうしていかれるのか、お伺いします。

【坂本地域づくり推進課企画監】 離島地域の人口の社会増減の状況でございます。

令和4年度の実績につきましては、ここに記載がございますとおり、令和3年の実績がマイナス901人であったところ、令和4年はマイナス529人ということで、目標までは達せないものの、令和2年、令和3年のコロナ禍等の影響もあって大きく減となったところから少し戻してきた状況になっています。

令和5年の状況といたしましては、令和5年1月から10月まででマイナス529人ということで、令和4年の同月と比べますと少しマイナスの幅が大きゅうはございますが、令和4年度並の減少幅に向けて今、努力をしているところでございます。

【饗庭委員】 人口減少は、なかなか大きな問題

かと思えます。多分、令和4年度よりも令和5年度はもっと減っていくであろうということかと思えますが、対策として今打ち出されているものは雇用を拡充するとか書いてありますが、そのほかにしまに特化した対策があれば教えてください。

【坂本地域づくり推進課企画監】同じページの右下のところ、「課題等を踏まえた今後の対応方針」に少し記載しておりますが、今年度新たに長崎県のしまを舞台にしたビジネスアイデアコンテストというものを実施しております。この中で、これまでも特に国境離島におきましては、有人国境離島法を活用した手厚い支援策を活用して雇用創出を図ってきたところですが、今後、島内でも人材不足が特に問題になっておりますので、離島の手厚い支援とか、仕事の場としての魅力を発信して、ビジネスアイデアコンテストを通じて離島に目を向けていただいて、離島へ人を呼び込み、それから仕事についても呼び込むことを狙いとして行ってございまして、この中で新たに目を向けていただくように取組をしているところでございます。

先日、募集を締め切ったところでございまして、今、予備審査等をしております。また1月20日に審査会を開催しますので、多くの方にこれを周知してまいりたいと考えております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時22分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から分科会を再開し、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時22分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月12日

自 午前10時 0分
至 午後 2時13分
於 委員会室 1

新行政推進室長 徳永 真一 君
職員厚生課長 浦田 浩次 君
財政課長 苑田 弘継 君
財政課企画監 鴨川 司 君
管財課長 山道 繁 君
管財課企画監 森 祐子 君
税務課長 山口 俊也 君
税務課企画監 田端 健二 君
債権管理室長 太田 昌徳 君
スマート県庁推進課長 吉村 邦裕 君
スマート県庁推進課企画監 永川 慎吾 君
総務事務センター長 小林 陽子 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 坂口 慎一 君
副委員長（副会長） 中村 一三 君
委 員 田中 愛国 君
" 外間 雅広 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 大場 博文 君
" 饗庭 敦子 君
" 山村 健志 君

危機管理部長 今富 洋祐 君
危機管理対策監 池田 聡 君
防災企画課長 飛永 琢也 君
基地対策・国民保護課長 庄司 貴繁 君
消防保安室長 松尾 健自 君

3、欠席委員の氏名

小林 克敏 君
大倉 聡 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

なお、小林委員、大倉委員から、欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

なお、中尾総務部長から本委員会を欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君
秘書・広報戦略部次長 中原 康博 君
秘書課長 黒島 航 君
ながさきPR戦略課長 小川 昭博 君
広報課長 松浦 浩二 君

総務文書課長(参事監) 烏谷 寿彦 君
県民センター長 栞原 恵 君
人事課長 永峯 裕一 君

秘書・広報戦略部長より、予算議案の説明を求めます。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】おはようございます。

秘書・広報戦略部関係の議案についてご説明をいたします。

秘書・広報戦略部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

歳出予算は、総務管理費6,709万3,000円の増を計上いたしております。

これは、秘書・広報戦略部の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

歳出予算は、総務管理費454万6,000円の増を計上いたしております。これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬等改定に要する経費であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、総務文書課長より予算議案の説明を求めます。

【鳥谷総務文書課長】総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

初めに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で14億8,302万6,000円の減、歳出予算は、合計で3,413万円の減を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費及び会計年度任用職員への給与改定時の差額追給、勤勉手当支給に対応できるよう、報酬等の計算を行う既存システムの改修に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計で23億8,474万1,000円の増、歳出予算は合計で8,224万円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

初めに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で防災費198万4,000円の増を計上いたしております。これは危機管理部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で防災費486万5,000円の増を計上いたしております。これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これにより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務文書課長より総括説明を求めます。

【鳥谷総務文書課長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の総務委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第83号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、第84号議案「東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例」、第89号議案「当せん金付証券の発売について」、第90号議案「権利の放棄について」、第91号議案「権利の放棄について」、第92号議案「訴えの提起について」、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分であります。

初めに、条例議案についてご説明いたします。

第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、県人事委員会による令和5年10月6日付の「職員の給与等に関する報告及び勤

告」並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

第83号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」。

この条例は、令和5年度税制改正による地方税法の改正に伴い、自動車税環境性能割の税率区分の見直しや、罰則規定における地方税法との文言の一致など、本県税条例に基づき所要の改正をしようとするものであります。

第84号議案「東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例」。

この条例は、平成23年12月に制定された、いわゆる復興税制を規定する東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律による地方税の特例の期間満了に伴い、関係条例を廃止及び改正しようとするものであります。

なお、これらの条例議案につきましては、人事課長及び税務課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第89号議案「当せん金付証券の発売について」。

この議案は、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、県内における令和6年度の宝くじの発売総額を110億円以内に定めようとするものであります。

第90号議案「権利の放棄について」。

第91号議案「権利の放棄について」。

これらの議案は、生活保護法第63条及び同法第78条に基づく費用返還金等に係る債権について、いずれも債務者が死亡し、相続放棄によ

り相続人もなく、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

第92号議案「訴えの提起について」。

この議案は、県が平成6年5月及び平成7年4月に法人甲に対し交付し、債権管理室に移管されている中小企業高度化資金貸付金について、その連帯保証人が所有する不動産の所有権が令和3年12月28日に訴えの相手方に移転登記され、この結果、当該連帯保証人の財産が減少したこととなり、県の債権保全上、支障を来すことから当該移転登記の抹消を求めて訴えを提起しようとするものであります。

なお、この議案につきましては、後ほど債権管理室長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分。

この議案は、総合計画の一部見直しを行うものであり、総務部においては、事業群3-1-5-

「行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）」に「行政におけるデジタル人材の育成」の取組を追加するものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

権利の放棄についてであります。これは1件50万円以下である生活保護法第63条費用返還金等6件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、事務事業評価の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&

チャレンジ2025」等の進捗状況について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂について、長崎ゆかりの交流会の開催について、令和6年度の主要事業、情報資産紛失事案について、綱紀の保持であります。このうち主なものについてご説明いたします。

まず、事務事業評価の実施についてであります。本年度、県全体として、1.令和5年度事務事業の評価770件、2.指定管理者制度導入施設の評価45件、3.令和6年度当初予算に向けた公共事業に係る新規事業箇所の事前評価39件を実施し、公表いたしました。内容については、お配りしている資料のとおりであります。

その概要については、令和5年度事務事業の評価においては、153件の事業群評価調書により770件の評価を実施いたしました。そのうち492件（63.9%）の事業が、令和6年度に向けて「拡充」、「改善」、「統合」、「縮小」、「廃止」のいずれかの見直しを検討しております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

7ページをお開きください。

次に、長崎ゆかりの交流会の開催についてあります。首都圏において、長崎県にゆかりの深い方々に本県の情報を発信するとともに、県政の振興に関する情報収集と意見交換を行う「長崎ゆかりの交流会」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年開催を見送っておりましたが、去る11月9日、東京で約4年ぶりに開催いたしました。

当日は、経済界や官界など、様々な分野の第一線で活躍されている方々をお迎えし、地元長崎からも、地元選出国會議員、市町長、県議会

議員、経済界、報道関係などから多数のご参加をいただき盛会のうちに終了することができました。

ご参加いただいた皆様方には、今後とも、本県の応援団としてお力添えいただけるものと期待しております。

次に、総務委員会関係議案説明資料追加1をお開きください。

令和6年度の主要施策であります。令和6年度の予算編成に向けて令和6年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や、長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。

総務部としては、令和6年度は新しい長崎県のビジョンを実現するため、施策の重点化や充実・強化、人材育成に取り組むとともに、長崎県総合計画に掲げるDXの推進などに取り組んでまいります。

次に、情報資産紛失事案についてあります。先般、県央振興局税務部職員が納税者の個人情報を含む書類を紛失するという事案が発生しました。

情報資産の適切な管理及びセキュリティに関する意識向上について、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、このような事案が発生したことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、再発防止と情報資産の適切な管理に努めるよう周知徹底してまいります。

元の総務委員会議案説明資料にお戻りいただき、8ページをお開きください。

最後に、綱紀の保持であります。先般、こ

ども医療福祉センターにおいて、虐待と判断された12件の行為を行った職員に対して、令和5年11月2日付で停職5月の懲戒処分を、同じく虐待と判断された行為、それぞれ1件を行った職員2名に対して、同日付で嚴重注意処分を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を興しましたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令の遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するように、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、秘書・広報戦略部長より所管事項の説明を求めます。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の総務委員会関係説明資料をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、県民表彰について、戦略的な情報発信及びブランディングの推進について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、事務事業評価の実施について、令和6年度の主要施策であります。このうち主なものについてご説明いたします。

（県民表彰について）

地方自治、社会福祉、産業、教育文化など、

各分野において長年にわたりその職務に精励し、県政あるいは各地域・各分野の発展に貢献するなど、功績顕著で他の模範となっている方や文化、スポーツなどで特に優秀な成績を収められた方に対し、毎年11月23日に県議会議場において表彰を行っており、令和5年度は、139の個人、団体を表彰いたしております。

（戦略的な情報発信及びブランディングの推進について）

戦略的な情報発信等の推進のため、去る10月31日、副知事を本部長として新たに設置した戦略PR本部会議を開催いたしました。その中で「選ばれる長崎県」の実現に向けた本県の総体的なイメージ向上の方向性などについて議論を行い、本県が有する多様な魅力などに基づき、県民や事業者の皆様方に共感いただけるような視点を共有したうえで検討を進めていくことといたしました。

また、全庁的な発信力を強化するため、去る10月6日には、関係部局に配置いたしました戦略PR推進員向けに情報の収集や効果的な発信に向けた研修会も開催いたしました。

さらに、庁内の各部局が取り組む情報発信関連事業の実効性向上や職員のスキルアップなどを図ることを目的に、専門的知見を有する民間人材を外部アドバイザーとして新たに委嘱いたしました。

今後も、部局間連携の一層の強化を図り、民間の知見等も積極的に活用しながら、戦略的な情報発信など「選ばれる長崎県」の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、総務委員会関係資料追加1をお開きください。

（令和6年度の主要施策）

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長

岐の主要施策(素案)」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、秘書・広報戦略部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和6年度は、「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げる分野横断的に全ての施策を貫く視点として、戦略的な情報発信やブランディング等を推進してまいります。

主な事業として、民間団体や有識者等で構成する会議において専門家を交え調査・検討を行い、ブランディング及び情報発信の戦略を策定いたします。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、危機管理部長より総括説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案等についてご説明いたします。

資料といたしましては、総務委員会関係議案説明資料危機管理部の当初版と、追加1、追加2でございます。

まず、当初版の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分であります。

はじめに、議案の内容についてご説明いたします。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分について、危機管理部においては、施策3-3-3「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」に事業群7「基地対策と国民保護の取組の推進」を追加するものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

契約の締結の一部変更についてですが、これは令和4年9月定例会で可決された長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、国等関係機関との協議に伴う機器変更承の内容変更、並びに労務単価や資材単価の上昇等に伴い、請負代金額を8億9,520万4,200円から4,608万7,800円増額し、9億4,129万2,000円に変更したものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、地域防災力の向上について、令和5年度長崎県国民保護訓練について、令和5年度長崎県石油コンビナート等総合防災訓練について、令和5年度原子力安全連絡会の開催について、雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練の実施について、令和5年度第2回県・佐世保市政策ミーティングについて、事務事業評価の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況について、令和6年度の主要施策でございます。

このうち主なものについてご説明いたします。
当初版の3ページ、下から2行目、令和5年度長崎県国民保護訓練についてですが、去る10月23日、五島市において国と共同で実施いたしました。

4ページをご覧ください。

今回の訓練では、五島市及び地元住民の皆様をはじめ、消防、警察、自衛隊などに参加をいただき、まず、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実動訓練として実施し、その後、情報収集や被害状況の確認等の対応を行う図上訓練を行いました。

今回の訓練により、情報伝達要領及び住民がとるべき避難行動を周知するとともに、国民保護に関する住民理解の促進が図られたものと考えております。引き続き国民保護計画に基づく体制の充実・強化に取り組んでまいります。

次に、5ページの下段をご覧ください。

令和5年度第2回県・佐世保市政策ミーティングについてですが、去る11月10日、佐世保市において実施いたしました。

危機管理部関係では、佐世保市から、国の防衛費の大幅な増額等を踏まえ、国への要望や民間を巻き込んだ取組等を県市が連携して検討する「基地を活かしたまちづくりに関する意見交換の場」についての提案があり、県としても同じ価値観を持って取り組んでいきたいとの考えをお伝えいたしました。

6ページをご覧ください。

また、県からは、災害が激甚化、頻発化する中、想定外の事態に備え、できる限りの準備をしていくため、災害により、知事や市長が出張先から本庁舎への帰庁が困難な状況となった場合の庁舎等の相互利用を、あらかじめ協定書で定めておくことをモデル的に佐世保市との間で

進めることについて提案し、合意したところであります。今後、協定締結に向け、市と詳細を協議してまいります。

次に、事務事業評価の実施についてですが、危機管理部関係部分については、お配りしている資料のとおりであります。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しを実施してまいります。

次に、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況についてですが、危機管理部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

次に、恐れ入りますが、追加1をお開きいただき、2ページの下段をご覧ください。

令和6年度の主要施策についてですが、令和6年度の予算編成に向けて、「令和6年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。このうち、危機管理部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

危機管理部におきましては、自然災害が激甚化・頻発化し、我が国を取り巻く安全保障環境が変化する中、県民の生命・財産を守るために、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策により、地域防災力の向上に取り組んでいくこととしております。

そのため、国、市町、関係機関との緊密な連携による初動体制の確立、県民への迅速・的確な情報提供、防災資機材の整備、救急安心センター事業（7119）による救急体制の強化など、消防防災体制の維持・強化を図ってまいります。

また、災害発生時の被害を最小にするため、

市町に消防団活動の充実・強化、特に若年層や女性の勧誘対策、事業所等との連携を支援するとともに、自主防災組織の結成促進、地域住民の防災意識の向上を図ってまいります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、補足説明を求めます。

【永峯人事課長】それでは、私の方から人事課関係の議案について補足してご説明を申し上げます。

資料につきましては、A4縦長の第82号議案関係、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてという資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、要旨のところに記載いたしておりますが、先ほど総括説明の中でも申し上げましたとおり、人事委員会からの勧告、それから、国家公務員の給与の取扱いの状況、こういった状況を踏まえまして職員の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものでございます。

2の改正条例のところには、今回の改正条例により改正される関係条例を記載いたしております。

主な内容につきましては、3に記載いたしております。

まず、給料表の改定でございますが、これは各給料表の水準を国家公務員、国の俸給表の改定に準じて、主に若年層に重点を置いて改定するものでございまして、平均で0.99%の引上げという形になっております。

実施時期につきましては、本年4月1日に遡及して実施したいと考えております。

次に、その下、2の期末勤勉手当の改定でございます。これも国と同様に(1)の一般職、それから(3)の特別職につきましては0.1月分、(2)の再任用職員につきましては0.05月分といった形で、それぞれ引上げを行うものでございます。

そして、その下、3番の会計年度任用職員の遡及改定というところでございます。こちら、会計年度任用職員の給与改定に係る取扱いにつきまして、これまで翌年度からの改定といった形で取扱ってきたところでございますが、これは正規の職員の取扱いに準じて、同様に当該年度からの改定という形で遡及して改定するというようなことで国からも通知がなされたところでございまして、そういったものを踏まえての改正といったことでございます。この実施につきましては、本年度の給与改定から実施したいと考えております。

そして、その下、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給でございます。これも本年5月に地方自治法の改正が行われましたことを踏まえて、本県においても、この会計年度任用職員に対して、これまで期末手当のみの支給となっていたものを勤勉手当についても支給ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

こちらの実施時期につきましては、令和6年、来年の4月1日からということで考えております。

以上で第82号議案の内容についての補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口税務課長】第83号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

総務委員会説明資料の8ページをご覧ください。

この条例は、令和5年度税制改正による地方税法の改正に伴い、本県税条例について所要の改正をするものであります。

内容といたしましては、環境性能に優れた新車に対する自動車税環境性能割の税率区分、すなわち税率軽減の対象となる自動車の見直しでございます。

地方税法の改正の内容としましては、大きく2点でございます。

1点目は、環境性能割は、地方税法上2年ごとにその税率区分の見直しを行うこととされており、令和4年度末が見直しの時期となっておりますが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした世界的な半導体不足等の状況を踏まえた異例の措置として、令和4年度までの税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととされております。

2点目は、令和17年までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標を踏まえまして、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を令和6年1月1日からと令和7年4月1日からの2段階で引き上げることとされております。この法改正に基づき、県税条例の規定を整備しております。

引き続きまして、第84号議案「東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例」について、補足してご説明いたします。

引き続き、総務委員会説明資料の9ページをご覧ください。

このたび廃止する条例は、本県が実施する防災の施策に必要な財源を確保するための特例と

して、平成24年度に制定されたものであり、制定の根拠となった法律の期間満了に伴い、これを廃止するものでございます。

この条例には、個人県民税の均等割に平成26年度から10年間にわたり500円を上乗せ課税する規定に加え、東日本大震災の被災者に対する納税証明書交付手数料の免除規定が設けられておりました。

上乗せの廃止については、県内市町が行う市町村民税均等割の500円上乗せ課税と合わせて合計1,000円が廃止ということになりますが、令和6年度から新たな国税である森林環境税1,000円の徴収が始まりますことから、今般の改正による納税者負担に変更はございません。

その他廃止される条例の規定を引用している関係条例につきまして、所要の改正をしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【太田債権管理室長】 私の方から第92号議案「訴えの提起について」補足してご説明いたします。

総務部の議案補足説明資料、訴えの提起に係る議案の概要をお開きください。

まず、本議案に係る債権の概要についてご説明いたします。

お手数ですが、資料の2ページをお開きください。

県は、法人甲に対しまして の中小企業高度化資金貸付金の小規模企業集団化事業に要する資金として、平成6年5月並びに平成7年4月の2か年にわたりまして、 の7億7,480万円を貸し付けております。この小規模企業集団化事業は、複数の中小企業者が組合を作りまして1つの団地に集団で移転をするものでございますが、本

事業につきましては、バブル景気崩壊後の景気低迷もありまして経営不振となり、令和5年10月31日現在の収入未済額は、 に記載しております7億1,790万8,000円となっております。

以上が関係債権の概要でございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、中段の経過の部分をご覧いただきたいと思っております。

当該債権は、令和2年7月に経営支援課から当室に移管されたものでございます。当室におきましては、当該債権の回収に当たりまして、令和3年度から新たに連帯保証人に対しても支払請求を行うこととし、令和3年8月に各連帯保証人へ支払計画の提出を求めています。

そのような中、令和3年12月3日に当室職員が連帯保証人の一人に対して連帯保証債務の支払義務があることを改めて説明をいたしましたが、その直後の同年12月28日に当該連帯保証人の不動産の所有権が、上段(1)に記載しております訴えの相手方に移転登記されていたことを当室が令和4年2月に把握したものでございます。

以上が経過でございます。

今回、訴えを行う理由といたしましては、(4)に記載しておりますが、当該移転登記の結果、当該連帯保証人の財産が減少したことにより、県の債権保全上、支障を来すこととなったことから、(1)に記載の訴えの相手方に対して当該移転登記の抹消を求めるものでございます。

以上の理由により、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただいた上で訴えの提起を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山村委員】おはようございます。総務部の説明資料の中で質問させていただきたいと思っております。

108号議案で行政におけるデジタル人材の育成という項目が追加されています。これについて具体的にどういうことを考えられているか、教えていただければと思います。

【スマート県庁推進課企画監】お答えいたします。

本県では、近年、情報技術が急速に進展する中にありまして、令和3年3月に策定いたしました長崎県行財政運営プランにおきまして、行政のデジタル改革と働き方改革を取組の柱に位置づけまして、現在、積極的に推進しております。

近年の庁内のデジタル改革の取組によりまして、業務をデジタル化するための各種ツールにつきましては、今、実証を行いながら、その導入を進めているところでございまして、デジタル改革を行う環境は整いつつあると考えているところでございます。

一方で、まだまだ職員の意識改革や各種ツールを活用するICTリテラシーの向上が課題と考えております。そのため、去る5月に「長崎県職員デジタル人材育成方針」を策定したところでございまして、今後、その方針に基づきまして、職員の人材育成や意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、これまでも県職員の全体研修におきまして、デジタル人材の育成を重点ポイントといたしまして、デジタル関係の研修は行ってまいったところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、急速に情報技術が進展している状況を踏まえ、今年度から体系的に職員のデジタル研修を本格的に強化してまいりたい

と考えているところでございます。

各部局においては、デジタル改革の旗振りを行うデジタル改革推進員を1名配置しております。また、各所属にもデジタル改革の推進調整を行うデジタル改革推進担当1名を配置しております。今年度は、まずこのデジタル改革推進担当等に対しまして、集合研修やe-ラーニングによる研修を実施する予定としております。

【山村委員】ありがとうございます。今からどんどん、どんどん、デジタル化が進んでいくと思いますし、職員さんはなかなか勉強する機会もないと思いますので、ぜひ研修の方をよろしくお願いいたします。

もう1点、危機管理部門でも108号議案で追加で基地対策と国民保護の取組の推進というのが挙げられているかと思えます。これについて具体的に教えていただければと思います。

【庄司基地対策・国民保護課長】基地対策と国民保護の取組の推進につきましては、佐世保港のすみ分けの実現などの基地対策や、武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するため、国民保護の取組を進めております。

そのため、今回は具体的な数値目標としてミサイル攻撃等の際の一時的避難施設である緊急一次避難施設の人口カバー率を100%にしようとするということについて、令和8年度、18市町が100%カバーしておりますけれど、令和7年度までに全21市町におきまして100%にするという目標を設定させていただいているところがございます。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】一つは、先ほどの訴えの関係ですよ。これは92号議案になるのかな、もう少し詳しく教えてもらえませんか。この文章だけではちょっと理解しがたいところがあるのでね。

【太田債権管理室長】もともと、この債権の償還につきましては、法人甲から償還計画に基づいて償還がなされていたところですが、平成17年度頃から償還が滞っております。償還が少額ながらですが、延滞という形で債権が発生してしまいましたので、債権管理室に移管した時に経営支援課とも協議をいたしまして、従来の法人だけではなくて、連帯保証人の方々からも請求を行おうということで、数名の、全ての連帯保証人の方に請求を行ったところがございます。

この1名の方につきましても、この方はもともと連帯保証人であるので、全額の償還を行っていただく義務がありますということを出向いで説明申し上げましたが、その直後に、この方が関係の方にご自分の不動産、具体的には土地、建物の所有権を移していたということを県の方で把握したということがございます。

この結果、県としましては、例えば、土地、建物の差押え等をしようとした場合に所有権が移転していた場合は差押えができませんので、この移転登記自体が県の債権保全上、支障がある行為だと考えまして、地方自治法の規定に基づく債権保全の一環として、この訴えの提起を行いたいと考えているものがございます。

【田中委員】少し具体的に聞かせてもらおうと思うけれども、まず、高度化資金の小規模企業集団化事業、数社が集まって一つの組合を作って借りて事業をやったというような概念で私は見ているんだけどね、昔、そういうのがあったから。

そういう中で集団化事業だから何社かあるはずだ。連帯保証は個人じゃなくして、各企業同士、組合の中で連帯保証が昔はあった。そういう観点が一つ。

平成6年5月、もう30年たっている。それでまだこれだけのものが残っているということは、7億7,000万円に対して、これは利子も入れてだけど7億1,000万円。すぐ破綻したのかな。

連帯保証人制度が当時はあったけれども、今、仮に集団化事業をやろうとすると連帯保証人制度が現実にあるのかどうか。組合の企業同士の連帯責任はあるかもわからんけれどもね。利子だけで1億円以上になっているわけね。この訴えをやってどのくらいのものが回収できるんですか、そこら辺までちょっとお聞かせ願えますか。

【太田債権管理室長】まず、連帯保証人の制度でございます。この中小企業集団化事業を行う際には、その事業に参加いたします企業の経営者等を連帯保証人にすることがルールとなっております。

2点目の7億円についてでございますけれども、貸付けを行いましたのは7億7,480万円ということですが、これに利率2.7%の利息がつきますので、すみません、資料に記載がございませんが、要償還額は約10億7,000万円となっております。このうち3億5,000万円が償還されておりました、差し引いた金額が収入未済額7億1,790万8,000円ということになっております。

それから、今現在において、連帯保証人制度についてはどうなっているかという質問についてでございますけれども、経営支援課に確認いたしましたところ、現在、県内でこの事業は行われておりませんが、実際行う場合につきましては、金融機関の保証を現在は求めているということで、連帯保証人ではなく、金融機関の保証を求めて、それが認められた案件について貸付けを行うという形に制度が変わってい

るというふうに伺っております。

最後に、この訴えの提起についてどれぐらいの債権の回収が見込めるかについてでございますけれども、まずは定期的な分納をこの債権者の方に求めてまいりたいと思っております。債務者の方の生活の関係等もございますので、分納を求めてまいりますけれども、この財産の移転を理由に分納が途切れるということがあってはなりませんので、まずは財産の保全を図りたいというものでございます。金額につきましては、それぞれの連帯保証人の方の状況もございまして、それを踏まえながら継続して償還を求めてまいりたいと考えております。

【田中委員】最後にしますが、小規模企業集団化事業そのものは、まだ営業されているんですか、それが一つ。

それから、20年償還で据置き3年だから23年、5～6年前に完了しておかなきゃいかんわけね、正常にずっと返済ができているとするとね。

もう一つは、この貸付けの対象が土地取得造成工場建設だから、不動産は残っていると思うんだけど、それは債権回収の中には入らないわけですか、どうですか。

【太田債権管理室長】まず、1点目の中小企業高度化資金貸付金の事業につきましては、現在も制度としてはございます。（発言する者あり）この企業は、現在も経営は非常に厳しい状況ではありますけれども、企業としての事業は行っております。

それから、不動産につきましては、この資金で造成した土地、建物について、県として抵当権を設定しているところでございます。

【田中委員】私も専門じゃないんでね。結局、この企業分だけ分割して処分するわけにはいかないということなのかな、集団化事業だから。

だから、連帯保証人からもらおうと。連帯保証人が財産を動かしたから、それは困るよという訴えをするという流れですかね。事業自体は、集団化事業はまだ運営されていると、その中の1社がこういう事態になっているという理解でいいんですか。

【太田債権管理室長】 もともと6社で事業をスタートしております。今から約25年前の平成10年から平成25年までの間に破産等で企業が減っておりまして、現在、2社ございます。そういったこともあって各企業からの賦課金が減ってきておりますので、その分を補うために連帯保証人からも返済を願おうということでの取組の一環でございます。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分、第83号議案、第84号議案、第89号議案乃至第92号議案及び第108号議案のうち関係部分については、原案の

とおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、提出があった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【鳥谷総務文書課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。令和5年9月から10月までの実績は、計2件であり、各契約の内容は、資料に記載のとおりであります。

また、3ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

4ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、長崎県離島振興協議会ほか1名からの1件となっております。具体的な要望項目及び県の対応については、資料に記載のとおりであります。

5ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、令和5年9月から10月までの実績は、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県個人情報保護審査会が2件、長崎県情報公開審査会が2件、長崎県政策評価委員会が3件の計9件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、6ページから15ページに示しております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年9月から10月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県防災ヘリコプター航空機保険の1件であり、契約内容につきましては記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表を3ページに添付しております。

続きまして、資料4ページから9ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月に県議会議長宛ても同様の要望が行われたものにつきましては、壱岐市からの要望が2件、長崎県離島振興協議会長崎県過疎地域協議会からの要望が2件となっております。具体的な要望項目及び県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象番号は、56、62、70となっております。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明いただいた危機管理課の分でお尋ねしたいと思います。

ヘリコプターの入札結果一覧の3ページですが、一般競争入札なのですが、金額が全部同じというのはどういうことなのか、教えてください。

【飛永防災企画課長】 防災ヘリコプターに関する航空機保険ということになります。こちらにつきましては、ヘリの場合は、機体自体が10億円を超えるものもございます、乗客を搭載して飛行することも考えますと、1事故当たりのリスクは大変大きなものでございます。その大きなリスクに対応するため、航空機保険プール制度というものがおります。保険金額につきまして、機体の大きさ等に応じまして航空機保険プール制度により、あらかじめ設定されておりますので、結果、入札金額につきましては、同額となるものでございます。

【饗庭委員】 そうなりますと、最初から金額が固定されているということで理解していいですか。一般競争入札なので競争するのかなと思っただんですが、そのあたりを再度ご説明ください。

【飛永防災企画課長】 航空機保険プール制度がありますので、一般競争入札をいたしまして皆さんが同額を応札してこられますので、くじによって契約者を決めるということになるものです。

【饗庭委員】ということであれば、毎年、結果的には保険会社が何件か出て、くじで決めるということに理解したらよろしいのでしょうか。

【飛永防災企画課長】おっしゃるとおりでございます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口委員】お尋ねしますが、今の件です。3者、同じ金額というのは、結果としてそうなるんでしょうけども、いわゆる航空機に対する保険の一定の考え方といいますか、そのことを少し教えていただけますか。基本的には本体価格があって、いろんな運用があって、物損あるいは人身、それぞれの事故が想定されるわけですが、保険を掛けてくれという側にとっては、一定の目安があるんだと思います。それがないとむやみに競争入札ということにもならないでしょうし、最低価格というのも一定持っておかなきゃいかんと思いますけども、その考え方について、いま少し教えていただけますか。

【飛永防災企画課長】航空機保険の中で、どの保険項目を付加するかにつきましては、私どもが仕様書を作る段階で決めております。

具体的に申しますと、機体保険、機体が損傷した場合の保険、それから搭乗者傷害保険、乗っている人に損害を負わせた場合の保険、それから第三者賠償責任保険、第三者あるいは公共物等にぶつけて損害を負わせた場合の保険。この3つをうちの場合は保険としてチョイスいたしますとともに、さらに本県の場合は離島がございまして海上飛行をいたしますので、搜索救助費用等包括補償特約というものも付与いたしております。この内容を仕様としてお示しいたしまして、それに対して応札があると。ただ、それぞれの単価等々については、先ほど申しました保険プール制度において固定されております。

すので、結果、予定価格もこの金額、同額でございますし、応札される金額も同額となります。

【山口委員】若干わかりづらいんですけども、端的に申し上げまして、車の場合は車の価格があって保険料というのは一定決まっていると言っていいような状況にあると思うんですね。ヘリコプターの本体価格に対しての、いわゆる1,135万円という保険料を支払うわけですが、その兼ね合いの関係からいうと、一定の基準的なものが、この種のものには課せられるようになっているのかなという感じがするんですけども、そこら辺はどうなんですか。

例えば、ぶっちゃけて言いますと、ヘリコプターの本体価格は幾らですよ、運用は延べ何時間やりますよというような、いろんな想定がされた中での保険料だと思うんですね。運ぶものはこういうものです、人を運びます、物を運びます、それから、海難事故もありますし、天候異変等もあります。そういう中での価格の決め方がされていると思うんですが、もうちょっと素人わかりするようにご説明いただければ、申し訳ないんですが、よろしく願います。

【飛永防災企画課長】一般的に申しまして、車の場合には、こうしたプール制度というものはないと思いますので、各社競争が行われていると思っております。ただ、こうしたヘリ、航空機に関しましては、事故が起きた場合の被害額が大変大きいので、一つの保険会社では、これを負うことができないので、複数の会社が集まって、再保険とも申しますけれども、さらに集まって保険金をプールしておいて、何かあった場合にはそこから支払うという制度。ただ、それに入る以上は、その保険料は同じでなければならないという縛りがあるということになります。

委員ご指摘の用途につきましては、県の防災ヘリですので、救急搬送、救助等々に利用するヘリである場合のそれぞれの保険の単価というものには一定の基準があるということになるのかと思います。

【山口委員】わかりました。

過去、防災ヘリコプターそれぞれ活躍していただいているんですけども、特に離島を含めてですね。今までこの保険を適用された、毎年掛けられているわけですから、そういう事例があるのかなのか、そこはいかがですか。

【飛永防災企画課長】すみません、過去、どこまで遡ればいいのかということがありますけれども、私が記憶する限り、あるいは資料に残っている限りで、これを使ったことはないと理解しております。

【山口委員】わかりました。保険ですから、お互いにそれぞれの事象に対して保険というのは適用されるわけですから、事故が起きなくて、この保険はずっと使わんほうが一番いいわけですから、そういう面を含めてヘリを扱っている部署については、しっかり頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】総務部の1,000万円以上の契約状況一覧表の税務課とスマート県庁推進課が今回出している県税総合システム用の機器等の賃借及び保守契約並びに予算編成システムコンバートツール変換後の動作検証業務委託、この契約の具体的な内容を少しお知らせいただきたいのと、それぞれの契約金額の査定の根拠を示してください。

【山口税務課長】税務課分の長崎県県税総合システム用機器等の賃借及び保守契約でございます。契約の内容ですけれども、賃借期間が

5年間、60か月分でございます。中身については、県税システムの仮装基盤サーバーとBCPサーバーほかの賃貸借という内容でございます。

予定価格の根拠については、見積もりから算出しているというような状況でございます。

【吉村スマート県庁推進課長】お尋ねいただきました予算編成システムコンバートツール変換後の動作検証フェーズ3の業務委託でございます。

予算編成システムについては、かなり古いシステム、県で独自開発したシステムでございます。Curlという古い言語が使われております。Curlのライセンス料もそこそこしますし、陳腐化した言語が残っておりますので、これをPHPという別の言語に移植を計画的にしております。その際にCurlの言語をPHPのプログラムに変換するツールを別途作成しております。この業務委託の内容は、そのコンバートツールが正常にPHPへの変換ができていくかどうかという動作検証を行うという委託内容でございます。

この予算編成システムの維持管理は、TIS西日本という会社が受けておりますけれども、現在のシステムがどのような動きをしているのか、それが移行後のプログラムに再現されているのかという検証になってまいりますので、現在の予算編成システムの維持管理を行っているTIS西日本しか業務をできるところがないということで1者随契でさせていただいております。

その積算でございますけれども、フェーズ3とありますように、一度にやろうとすると、ものすごく巨額なものになって、それを単年度で負担するのは難しいということで、フェーズごとに分割してコンバートをやっているものでございます。

これ以前にもずっと同様の委託はしておりま

すので、そこから今回の業務についてどれくらいの工数が必要なのかというものを私どものほうで積算をいたします。このほとんどがSEの人件費ということになりまして、この予算を算出する時の単価を毎年定めておりますので、その定めた単価に先ほど申し上げた積算した工数を掛けて予定額を出しております。

【前田委員】スマート県庁推進課から具体の積算というのが出ましたけれども、もう一遍聞きますけれども、税務課の見積もりが上がってきましたという話の中での査定の根拠というのは、どこにあるんですか。

【山口税務課長】数社から参考見積もりを取りまして、それを参考に算出しているというようなことでございます。

【前田委員】ここから一般論の話になりますけれども、結局、今回、総務部でこういうのが上がってきていますけれども、全庁的にシステムをつくって、その保守というのは、参考見積もりを取ることはあっても、ほぼほぼ1者が独占という形になっていて、おっしゃっているように、金額は指し値なんですね、ほぼほぼ、だと思えますよ。

そう考えた時に、全庁でこういうシステムに対して毎年どれくらい費用がかかっているかという視点に立って、一遍そういうものを積算してみることも大事だと思います。

今回の場合は、予算編成システムは独自に開発したものからスタートしているということですが、全庁のシステムを見た時に、まずは独自に開発することができないのかということと併せて、民間企業でもこういうシステムを使っているんですから、民間企業は民間の中で安易なものを使って、そこをまた改良しながら使っている事例もあったりすると思います。

なおかつ、もっと言えば、もしどうしても必要なものであれば広域的な自治体の連携の中で一緒に使うことができないのかというような、いわゆるこの金額を落としていくという工夫が必要だと思いますし、指し値ですとやっているという状況は、県民から見た時に決して正しい形ではないと思うので、大変かもしれませんが、どこの部署が頭になるかわかりませんが、検討というよりも、まず研究をしていただいて、ぜひこのことについてもう少しコストを下げることについての努力をしてほしいし、もっと自分たちの使い勝手のいいものにしてほしいというのが私の今回の質問の趣旨ですので、そのことについてご答弁いただきたいと思えます。

【苑田財政課長】ご指摘のありました情報システム関係の経費の部分でございますけれども、毎年度、冒頭に「予算の執行について」という通知を行っておりまして、その中でもこの情報システム等の導入に関しましては、各所属が行うシステムの導入の適正化及び標準化等を図って導入コストの削減を目的としてということでガイドライン的なものを定めて、先ほどお話があったように導入しているところでございまして、スマート県庁推進課を含めて協議を行いながらやっていくこととしております。そうしたことで全庁的にそのような視点を持ちながら取り組ませていただいているところでございます。

また、具体的な例の一つでございますけれども、私どもの予算編成システムにつきましても、財務会計システムを含めまして、ほかの県と共同で改修等ができないかといったような取組も今年度から始めさせていただいているところでございます。そうした諸々の取組の中で全体的なコストの節減といったものに引き続き取り組

んでまいりたいと考えております。

【前田委員】今のですとしますが、では、システムの開発・維持に、今、全庁として幾らぐらいあるんですか。そこだけ最後に確認させてください。

【苑田財政課長】全体の経費がすぐ出ないところでございますが、例年、トータルのそうしたシステムの保守管理につきましては、予算編成作業の中でも毎年度精査を行っているところでございますので、引き続き取り組ませていただきたいと思っております。

【前田委員】その資料を求めます。

【坂口委員長】前田委員より資料の請求がっておりますが、よろしいですか。後ほどお願いいたします。

【坂口委員長】しばらく休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山村委員】議案外で質問させていただきます。

以前、新聞報道でありました愛宕団地の公民館の土地の件で県と市のやり取りがいろいろ載っていたと思うんですけども、それについて今までの具体的な経緯と今後の方針について教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【山道管財課長】委員のご質問にお答えします。

まず、愛宕団地公民館の経緯でございますが、昭和38年に県職員の公舎用地として住宅供給

公社より土地を購入いたしました。その後に愛宕団地地区の自治会により、余剰地といいますが、そういった部分を公民館用地として貸し付けできないかというご相談を受けたところです。それに対しまして、県は、有償でお貸ししますということで昭和42年に貸付けを決定いたしました。その後に自治会から無償化の要望等が市を通じてあっていただいております。その際に、昭和51年におきまして無償譲与の要望に対しまして、市長に対し、県が貸付け契約の相手方を自治会から市へ変更すること、市において自治会に使用させること、または貸付地を近い時期に市において購入してもらうことを申し入れておるところでございます。

その後、公民館の移転とか道路の改修等で敷地が変わったりとか、建替えがなされたりとか、そういう経緯を経ておりまして、平成2年4月には、市の無償貸付申請に対し、以前は40%の減免を行って貸付けをしておりましたが、平成2年におきましては、無償貸付けを市に対して行っていたところでございます。その後、公舎用地として取得しておりましたが、その公舎自体が老朽化していることが明らかでございましたので、将来的に公舎を解体等することも見込まれましたので、公民館用地だけが残ってしまうということが懸念されました。平成27年度に改めて市による購入ができないかということで県の意思を伝達しました。その時の趣旨としましては、建物が存在する以上は撤去等を求めるものではございませんでした。要は、長崎市と県との契約の在り方をどういうふうにするのか、方向性をまず議論をしたいと、公民館の将来像、設置者である長崎市とよくご相談をして、地元自治会とも協議をしていただいて、その上で県としてお話し合いをしていきたいということ

趣旨としてお伝えしたところ です

【山村委員】ありがとうございます。新聞報道とかいろいろ見てますと、今、ご説明もあったように、市と県との調整というか、話し合いがうまくいってないのかなというところがちょっと見受けられるところでございます。

これはご要望というか、お願いなんですけど、責任ある行政機関同士、おまけに市民、県民は一緒ですから、市民、県民の皆様が困らないような形で行政機関としてうまく話し合いができればなというふうに思っておりますので、その辺を含めて今後の対応をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【山道管財課長】委員のご指摘のとおり、これから長崎市とも丁寧にお話し合いをして、ご理解をいただけるように、県の共有の財産でございますので、そこら辺も対等な関係の中で丁寧にご説明をしていきたいと思ひます。

【山村委員】お互い行政機関同士ですので、きちっとこれについて話し合いをして、いい方向に向かっていければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【坂口委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時29分 休憩

午後 1時28分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

防災企画課長より発言の申出がっておりますので、これを許可し、発言を求めます。

【飛永防災企画課長】午前中の委員会において、山口委員より航空機保険を使用した実績がある

のかという質問がありました際、近年において保険を使用したという記録がないとお答えしておりましたが、過去に遡って確認したところ、平成14年度において、防災ヘリのエンジンが故障した際に、その修理費として約1,150万円を保険会社に請求した実績がございましたので、答弁を訂正させていただきます。

【坂口委員長】山口委員、質問はよろしいですか。

【山口委員】はい。

【坂口委員長】それでは、午前中に引き続き、秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部関係の質問を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【饗庭委員】皆さん、お疲れさまです。何点が質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、秘書・広報戦略部の議案外の「戦略的な情報発信及びブランディングの推進について」というところで、専門的知見を有する民間人材を外部アドバイザーとして委嘱したということなんですけれども、どのような方を委嘱されて、どのようなことで進めていかれるのか、教えてください。

【小川ながさきPR戦略課長】お答えいたします。外部アドバイザーについてのお尋ねでございます。

今回、県としまして戦略的な情報発信ですとかブランディングといったことを加速していくためには、やはり民間の方々の知見を活用させていただきたいと思っております、3名の方にお願ひしたところでございます。

内容としましては、広報の戦略ですとか、地域のプロモーションの切り口ですとか、あとはブランディングといった切り口、さらにはチラ

シですとか、ホームページですとか、いろんなデザインの視点から、それぞれの知見をお持ちの方をお願いをして、いろいろな助言ですとかアドバイスをいただきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】その民間の方は、3名とも同じ企業さんなのか。もし企業名が言えるようであれば教えてください。

【小川ながさきPR戦略課長】今回、依頼を予定しております方々につきましては、会社というよりも、会社をやっている方はいらっしゃるんですけども、基本的には個人個人でお願いしてまして、県内の方ですとか県外の方がいらっしゃいます。

【饗庭委員】その選定方法というのは、どうやってその方を選ばれたのか、お伺いします。

【小川ながさきPR戦略課長】先ほど申しましたそれぞれのテーマごとに、全国からいろんな方をピックアップいたしまして、庁内でどの方が最適かということを検討の上、今、お願いしているという状況でございます。

【饗庭委員】公募はしてないかと思うんですけども、何人かそういう方がいらっしゃって、その3名を選んだというところはどのようになっているのか、教えてください。

【小川ながさきPR戦略課長】候補者につきましては、テーマごとに複数名の方をピックアップいたしまして、その中から庁内で選定させていただいたという状況でございます。

【饗庭委員】期待をしておきたいと思います。

次に、危機管理部にお尋ねしたいと思います。

令和5年度の長崎県石油コンビナート総合防災訓練について、私も参加をさせていただきました。様々な訓練があって、やはり災害に備えることは必要だなというふうに感じました。

その中でドローンを飛ばしてされるということだったんですけども、当日はドローンを飛ばせないという状況だったんですが、今後はドローンを活用してのことも必要になってくるかと思うんですね。そのあたりはどのようにしていかれるのか、お伺いします。

【庄司基地対策・国民保護課長】当日は、饗庭委員にもご視察、ご高覧いただきまして、ありがとうございました。

訓練を通してドローンの調子が悪くて飛行できないというお話を差し上げたところですが、アナウンス機材の不調もあって、委員にうまく伝わってなかったみたいですが、最終的にはドローンの撮影もできました。

委員おっしゃるとおり、我々も毎年の訓練、同じような訓練だけではなくて、その時々で実効性のある訓練をしたいと思っておりますので、ドローン等、その時々に対応ができるような新しい訓練も盛り込みながら、来年度以降も訓練に取り組んでいきたいと考えております。

【饗庭委員】この訓練によって新たにこんなことが必要だなということがあったら教えてください。

【庄司基地対策・国民保護課長】具体的にこういうことがという改善点は、訓練の中身としてはないんですけども、我々もコロナ明けの久しぶりの訓練ということで、準備ですとか、関係者との連絡調整とかで不手際というか、うまくいかないところもありましたので、その辺については今アンケートを取ってございまして、来年度以降の訓練で生かしていきたいと考えております。

【饗庭委員】アンケートの結果が出たらお知らせいただければと思います。

次に、令和5年度第2回佐世保市政策ミーティ

ングについての最後のところで、今後、災害とかでモデル的に佐世保市と連携していくということで書いてございますけれども、今後、この連携をほかの市町とも広げていくというようなお考えなのか、お伺いします。

【飛永防災企画課長】庁舎の相互利用についてでございます。

こちらは知事や市町長が出張の際に地震等の突発的な災害で本庁舎への帰庁が困難な状況となった場合に、遠隔地から災害対応に関する指示を速やかに行うために、お互いの庁舎や設備等を相互に使用させるということをあらかじめ決めておこうとするものでございます。

今回、モデル的に佐世保市とこの旨の協定を締結しようと考えておりますが、こちらにつきましては、ほかの市町につきましても拡大していく方向で考えていきたいと思っております。

【饗庭委員】その中で庁舎の相互利用ということですが、どのような形で相互利用していくのか、お伺いします。

【飛永防災企画課長】相互に利用するものとしたしましては、県の施設につきましては、県庁や振興局、あるいは東京事務所といったところを想定しております。佐世保市の施設としたしましては、市役所ですとか各支所を想定しております。また、設備としたしましては、庁舎内の会議室、あるいは必要に応じて電話ですとかパソコンについても相互に使用できるようにしたいと思っております。

【饗庭委員】相互利用によって、どういうイメージなんですかね。県から佐世保に行ったら、佐世保の庁舎を使って指示を出しますよというイメージでいいんでしょうか。

【飛永防災企画課長】県庁の立場から申しますと、地方出張の場合に必ずしも近くに振興局が

あるとは限らないことがございますので、例えば佐世保市に県知事がある場合に、佐世保の中でも江迎など近くに振興局などところからも速やかに相互利用して指示が出せるということをご想定しております。

【饗庭委員】わかりました。

【坂口委員長】議案外所管事務一般について、ほかにご質問はありませんか。

【田中委員】まず、危機管理関係で、今も話があった第2回佐世保市政策ミーティング、これは1か月ほど前の形なんだけれども、この中で佐世保市と県が連携を取って政策実現に頑張っていくという話だから、それはもう大変いいことだと思っています。

ここに書かれているのは、基地を生かしたまちづくりに関する意見交換、今からのまちづくりをどうするかというような話と聞こえてくるんだけれども、佐世保の基地問題というのは歴史があって、もう40年、50年来の懸案事項がずっと続いているものもある。一番新しいのは崎辺の針尾島移転の弾薬庫なんだけれども、これだってもう15年ぐらいの歴史がある。こういう問題を解決してもらわなきゃいけんのだけれども、基地を活かしたまちづくり、それはそれとして意味があるんだけれども、イメージをどういうふうに捉えればいいのか、どういう会話で知事と市長の間で連携を取っていこうという話になったのか。それはいいことなんです、期待している。しかし、生かしたまちづくりという感じになると、今からのことなんだと、今までのことをまず整理をして頑張ってもらわないといかんのになという気がするんだけれども、そこら辺の観点でちょっとお聞かせ願いたい、空気感を。

【庄司基地対策・国民保護課長】今お尋ねがあ

りました基地を活かしたまちづくりに関する意見交換の場についてですけれども、こちらにつきましても、佐世保市は基地との共存共生を図りながら、自衛隊、米軍が所在する特徴を生かしながらまちづくりを行っておられます。

そのような中、令和5年度から国の防衛費が大幅に増額されることを踏まえながら、国への要望や民間を巻き込んだ取組について、県と市と連携した検討する場を設けたいとの趣旨で市長からの提案をいただいたものです。

委員からお尋ねがありましたとおり、ネーミングですが、意見交換の場は「まちづくり」となっていますけれども、こちらにつきましても防衛費の増額だけでなく、そのような今までの課題についても国への要望等、どのような形でできるかということについても取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】最近では共存共生という言葉を使っている、佐世保もね。共存共栄なんて話もあつたんだけど、そんなに共栄にはならない、この基地の関係は。

そういうことで、文言は文言でいいことなただけけれども、要は、先ほどから何回も言うように、今までのことをまず解決してもらわないと、先のまちづくりには進まないよと。

例えばの話、商工会議所さんからいろんな要望が来たこともあつた。それは前畑弾薬庫を針尾島に移した後のまちづくりとして要望があつたけれども、私は皮肉屋だから言ったんだけど、30年、40年先のことですよと。移らなきゃ、後のまちづくりはできないわけだからね。前畑から針尾島に基地を全部移してしまって、それから残地のまちづくりということだね。これは予算を取るために佐世保市はちゃんと案をつくっている。それは若干、憩いのまちづくり

みたいなイメージがある。それに対して商工会議所は、いや、ここは商業的な感じで、経済的な感じで生かせるまちづくりにというような内容の要望を受けたことがあるけれどもね。

どちらにしても、前畑が移った後の話なんです、残地の活用なので、そうなると、これはもう極端に言うと、20年、30年先の話かなと。もっと早くしてもらいたいんですよ。けども、今の流れからいうと、早くても20年、今のペースでいくと30年ぐらい先の話だろうと。そこら辺がちょっと我々としては不満があるし、乖離がある。

だから、将来のまちづくりよりも、まずは解決してほしいなということをお願いしておきたいと思うんですが、所感があれば聞かせてほしいと思います。

【庄司基地対策・国民保護課長】前畑弾薬庫の移転返還につきましては、平成23年に日米合同委員会で返還合意がされて以降、返還が進んでないことについては、我々も委員と同様の思いでございます。

県としましても、政府施策要望において、最重点項目として移転返還の早期実現を要望してきたところでございます。

また、佐世保市の政府施策要望にも県が同行して一緒になって取り組んできているところでございます。

前畑弾薬庫の移転返還につきましては、今回提案がありました意見交換の場でも、国への要望の在り方などについても意見を交換しながら、効果的な要望になるように、引き続き市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】1つ要望しておきたいと思うんだけど、今、佐世保市がずっと取り組んでいる基地問題で、ここ3~4年のスパンでいいと思

うんだけれども、基地内のいろいろな事業というのは、結構進んでいるという感じがする。崎辺地域に含め特にね、基地内の事業は。基地の外でやっている防衛周辺整備事業、前畑道路にしたって、何年か遅れるような話も最近は聞こえてくるんだけれどもね、遅れるといっても1年か2年だろうけれどもね。それよりもまずは針尾島移転を考えれば工事用道路をやらなきゃいかん。それがまだ進まない。大体想定される用地は、全部、公共事業用地というか、防衛省の用地だったりすればいいけれども、民間の土地を使うとすれば用地交渉から始めなきゃいかんからね、道路を造るにしても。

それと、お願いしたいのは、これは工事用道路だから、間違いなく3条予算でやってくれると思うけど。前畑道路は7条かなんかで佐世保市の負担が相当入った、3割負担ぐらいだったかな、佐世保市の負担が。この針尾島のやつは間違いなく3条でやってもらわなきゃ、おかしい、筋が通らない。

そこら辺も含めて、ここ3年ぐらいの基地内の公共事業、基地外の公共事業、佐世保市に連絡を取りながら資料として参考までにもらいたいなど。これをずっと広げていかなきゃいかんわけだから、ぜひお願いしておきたいと思いますが、よろしいですか。

【庄司基地対策・国民保護課長】今、委員からご指摘がありました資料につきましては、佐世保市にも確認を取りまして、提供できる資料についてはお応えしたいと考えております。

【田中委員】もう1点、確認かたがたお聞きをしたいと思うんだけれども、知事の問題。この前、報道等で知事会の欠席の話が出た。事実関係をちょっと確認しておきたいと思う、どうということだったのか。やっぱり好ましくない、

ああいう報道で出ること。我々も聞かれる、どうということだったんですかと、分からない。事実関係をちょっと確認させてください。

【黒島秘書課長】7月25、26日に山梨県で開催されました全国知事会につきまして知事が欠席し、サッカー選手のクリスティアーノ・ロナウドと面会したのではないかという報道がなされた件についてでございますが、まず、7月25日、26日の全国知事会議につきましては、両日とも馬場副知事の代理出席と対応しております。

この理由でございますが、7月25日につきましては、道路整備に必要な予算の確保に関する要望がございました。そのため東京で予算関係の要望を知事に行っていたということ、馬場副知事の代理出席としたものでございます。

また、翌26日でございますが、企業誘致等に関する企業訪問が関西でございまして、こちらに行っていたということ、25日からの協議事項の引き続きの取りまとめ等があるということもございまして、そうした考えから馬場副知事が、両日、代理出席としたものでございます。

また、会議の前日となる7月24日につきましても、全国知事会議のプレイベントがございまして、そこには知事も出席をいただきまして、各都道府県知事と意見交換をさせていただいたところでございます。

【田中委員】要は、知事会に出席するということで行ったわけではなくて、最初から知事会は馬場副知事で頼むよと。そして、もう一つは企業誘致の関係があるので、最初からそれが想定されておったと。最初からそういうことなんだね。途中で変更して行ったりすると、あんまり好ましくないよね。知事といえども、やっぱりある程度制約があるわけだから。あんまり自分

勝手にあっち行ったり、こっち行ったりというわけにいかんから。私も議長を経験したけども、議長だって自分の好き勝手に何でもできるわけじゃないんでね、議会事務局の言うとおりだ。私の時は庄司君が全てやってくれたけどね。

だから、そこら辺がちゃんと確保されて知事は動いているんだなということを確認できればいいですよ、予算の関係もあるんだ、やっぱりね、それから随行の関係もある。最初から、こちらは知事会じゃなくて企業誘致の関係でこちらに行く予定で行ったんだということであれば、それは可としなきゃいかんけれどもさ。

要は、どうも見てるとね、少し自分勝手過ぎるんじゃないかというところが見れるものだから、ちゃんと事務方がしっかり長崎県のために頑張ってもらえるような方向でやってほしいというのが趣旨なんだ。

そこら辺は私が言ったように、最初から違う形で想定されておったということで理解していいわけですね。確認だけさせてください。

【黒島秘書課長】田中委員がおっしゃいますように、こちらの行事の関係につきましては、あらかじめそうしたことで予定を調整させていただいたところでございます。

知事も議会の中でご答弁なさってございましたが、各種行事等、様々な行事が複数重なってくる場合もございますので、その都度、その都度、総合的に判断をして県政に資するものということでご判断いただきながら対応されるということでございますし、我々事務方としまして、そうしたところを踏まえながらしっかりと調整をしてまいりたいと考えております。

【田中委員】終わります。

【饗庭委員】さっきの続きをお願いしたいと思います。

危機管理部にお尋ねしたいんですけども、救急安心センター事業「7119」の現在の利用状況ですが、いつから開始する予定なのか、お伺いします。

【松尾消防保安室長】救急安心センター事業につきましては、本県においては、まだ実施しておりません。全国においては、令和5年11月現在で24地域で実施されているところです。早期に導入したいということで、関係市町と今協議をしているところで、来年度以降、なるべく早いうちに実施できるように、引き続き市町と調整していきたいと思っております。

【饗庭委員】来年度以降で、大体いつぐらいにという目安は立っているのか、お伺いします。

【松尾消防保安室長】申し訳ございません。まだいつから実施しますというところのめどは立っておりませんので、引き続き関係機関と調整しながら早期に実施できるように努めてまいります。

【饗庭委員】なるべく早く実施できればと思います。

もう1点、施策評価調べの5ページの自主防災組織カバー率のことでお尋ねをしたいと思います。

現在、全国平均より下回っているということですが、市や町で一生懸命自主防災組織もつくっておられるというふうには理解しておりますが、全国平均に近づくことが必要かと思えます。県としては、どのように市町に組織の活動を強化していただくようにするのか、お伺いします。

【飛永防災企画課長】自主防災組織の組織率の向上に向けてということでございます。

長崎県の自主防災組織の組織率につきましては、ご指摘のとおり、73.7%が令和4年4月の実

績でございます。全国が84%程度でございますので、全国に比べ低い状況にあるということでございまして、令和7年度までに80%まで向上させることを目標として取り組んでいるところでございます。

県におきましては、地域防災活動の中心的役割を担う人材を育成することで、組織の結成を促進していきたいと思っております。県内の各地で防災推進員養成講座を開催いたしまして、令和4年度には対馬と大村会場、それから、今年度におきましては壱岐市と諫早市でそれぞれ136名、116名の方が受講いただいております。

また、令和4年度におきましては、過去に防災推進員養成講座を受講された方を対象としたフォローアップ講座なども開催いたしまして、こちらも80名ほどの方が受講していただいたところでございます。

このほかにも地域の防災訓練や避難訓練などの活動を支援するために防災士をアドバイザーとして地域に派遣する防災アドバイザー派遣事業など、また、防災活動に必要な備品、無線機ですとかメガフォンですとか簡易トイレ等々の購入を助成する国の制度の活用も促しております。

【饗庭委員】 全国平均より下回っているので、もっと積極的に県からも市町へ働きかけることが必要かなと思います。今言われたことは、ここに記載されているので十分理解しているところですが、やはり低いという中では、もっと中違うことも必要かなと思いますが、そのあたりを再度お伺いします。

【飛永防災企画課長】 委員ご指摘のとおり、これまで取り組んできた事業におきましては、直接的に結果に結びついていないといったことがございます。

今後、行っていかなければいけないと思っておりますのは、例えば、自主防災組織の結成、活動支援につきましては、消防団あるいは公務員のOBの活用でありましたり、一定、全国で成果を上げている事例などを参考にしながら、より効果的なものとなるように市町と連携しながら進めていきたいと考えております。

また、市町の受ける側、防災推進員が地域に入り込んでいきやすい、取り組みやすいといましようか、受ける側としての環境づくりといったところも研究しながら、自主防災組織の組織率向上に取り組んでまいりたいと思っております。

【今富危機管理部長】 自主防災組織の組織率向上については、我々としても、すごく重要な課題だというふうに思っています。これまでも市町に、もっと向上するように我々としても取り組んできたところなんですけれども、そこがなかなか進んでないというところは大きな課題として思っています。そこについては自主防災組織の組織率を上げることによってどういった効果があるのか、何のためにするのか、そういったところをもっと市の職員の方々に理解を促す必要があるというふうに思っています。

そうしたことから、これはまだ予算要求の段階ですけれども、国のモデル事業を活用いたしまして、日本防災士会と連携して、他県の先行事例であるとか、そういったところを分析しながら、そういったところにもっと力を入れていけばいいのか、そういったところを事例集とかも作って、市町の理解促進に努めていきたい、そういうふうに考えております。

【饗庭委員】 ぜひ市町と連携しながら、災害があった時には自主防災組織が必要かというふうに思っておりますので、進めていただければと

思います。

以上で終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 2分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時 4分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 6分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 8分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、本日で最後となりますので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本年5月から総務委員会の委員長を仰せつかりまして審査等を実施してまいりました。中村副委員長をはじめ、委員の皆様にはご助言やご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意のあるご対応をいただきました。おかげさまで、総務委員長としての重責を果たすことができましたことを、この場をお借りしまして心から御礼を申し上げます。

今年度を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症につきましては、国において感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更され、コロナ禍からの経済回復が期待されております。

本県におきましても、10月には長崎空港の上海線が3年8か月ぶりに運航が再開するなど、社会経済活動の正常化が進みつつありますが、一方で円安等におけるエネルギー・物価高騰などにより本県の経済をはじめ、県民生活に対し、様々な影響が生じている状況でございます。

こうした中で、本委員会の審査においては、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進、UIターンの促進、九州新幹線西九州ルートフル規格化、新しい長崎県づくりのビジョンの策定、戦略的な情報発信及びブランディングの推進、長崎空港の24時間化に向けた取組、県庁舎跡地の活用、人身安全関連事案への取組について、熱心な議論が交わされました。そのほか論議のありました事項、懸案する課題はたくさんござ

いますが、時間の都合により割愛させていただきます。

最後になりますが、委員の皆様並びに理事者の皆様方には、健康に十分ご留意され、さらなるご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して企画部長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

【早稲田企画部長】閉会に当たりまして、総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

坂口委員長、中村副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、多くの部局が属する総務委員会において、幅広い分野にわたり、終始熱心にご審議をいただき、大変貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

この間、人身安全関連事案対策、ニセ電話詐欺被害防止対策、「新しい長崎県づくり」のビジョン、デジタル化やDXの推進、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進、UIターンの促進、公共交通事業者等に対する燃油価格高騰への支援、長崎空港の24時間化、九州新幹線西九州ルート整備促進、戦略的な情報発信及びブランディングの推進などについて、熱心なご議論を賜りました。

その中でも「新しい長崎県づくり」のビジョンにつきましては、「未来大国」をコンセプトに掲げるとともに、「こども」や「交流」など重点的に注力したい5つの主な分野における10年後のありたい姿と併せ、デジタル技術の活用など、各分野の施策を貫く視点を盛り込んだ素案をお示しし、ご議論をいただいたところであ

ります。

今後、県議会や県民の皆様のご意見を踏まえ、県内外の多方面から選ばれる長崎県づくりを目指してビジョンの策定を進めてまいります。

また、西九州新幹線長崎 武雄温泉間につきましては、昨年9月の開業以降、毎月約20万人の方にご利用いただいておりますが、去る11月のアミュプラザ長崎新館の開業により、また新たなにぎわいをもたらされているところであります。引き続き、県内外の多くの方々にご利用していただけるように、市町や関係団体としっかりと連携を図りながら新幹線効果の波及・拡大を図ってまいります。

九州新幹線西九州ルート新鳥栖 武雄温泉間の整備の在り方につきましては、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党PT九州新幹線西九州ルート検討委員会等での議論が継続しております。県としましては、このような動向を注視しながら、関係者の方々と様々な議論を積み重ねるなど、今後とも全線フル規格による整備の実現に向けて力を注いでまいります。

このほかにも課題は山積しておりますが、本委員会において賜りました貴重なご意見、ご提言を今後の施策に生かしながら、県民の皆様により具体的な成果をお示しできるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様方の今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

【坂口委員長】ありがとうございました。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時13分 閉会

1 2 月 2 0 日
(追 加 上 程 予 算 議 案 審 查)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月20日

自 午前10時16分
至 午前11時 2分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

分科会長	坂口 慎一 君
副会長	中村 一三 君
委員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	大場 博文 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	山村 健志 君
〃	大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

小林 克敏 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画部長	早稲田智仁 君
政策企画課長	内田 正樹 君

財政課長 苑田 弘継 君

危機管理部長	今富 洋祐 君
危機管理対策監	池田 聡 君
消防保安室長	松尾 健自 君

地域振興部長 小川 雅純 君
地域振興部次長兼 鳥居 祐輔 君
交通政策課長
土地対策室長 吉田 良則 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第110号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【坂口分科会長】 おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、小林委員から欠席する旨の届けがでておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、中尾総務部長から本分科会を欠席する旨の届けがでておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の議題は、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

審査方法についてお諮りいたします。

本日審査する議案は、デフレ完全脱却のための総合経済対策に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議する必要があることから、付託議案に限って審査を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議ないようですので、そ

のように進めることにいたします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより、企画部・総務部・危機管理部・地域振興部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、企画部長より予算議案の説明を求めます。

【早稻田企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、44億3,268万5,000円の増となっております。

今回の補正予算は、国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明資料「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等充当事業一覧」とおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、財政課長より予算議案の説明を求めます。

【苑田財政課長】総務部関係の議案についてご説明させていただきます。

総務部の予算決算委員会分科会関係議案説明資料 第110号議案分をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算の追加をしようとするものであります。

歳入予算は、地方交付税2億3,887万8,000円の増、県債176億4,880万円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】続いて、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】おはようございます。

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算で防災費6億1,588万9,000円の増となっております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業について、LPガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費として6億1,588万9,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、経済対策補正により実施する事業であり、年度内に適正な事業期間を確保できないため、防災費6億1,588万9,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】続いて、地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は1億1,451万2,000円の増、歳出予算は10億9,430万8,000円の増となっております。歳入予算の内訳は、地籍調査費負担金であります。歳出予算の内容は、災害時の迅速な復旧に資するため、土砂災害特別警戒区域等を含

む地域において、佐世保市及び松浦市が実施する地籍調査事業に対する補助金の増と、燃料費等の価格高騰による経費増の影響を受けている公共交通事業者及び貨物運送事業者への支援に要する経費の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費については、地籍調査に要する経費の補助金であります。国からの追加予算の内示が11月末となり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、1億7,176万8,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、補足説明を求めます。

【松尾消防保安室長】危機管理部の分科会補足説明資料をお開きください。

LPガス一般消費者料金高騰対策事業についてご説明いたします。

予算要求額は、資料の右上、括弧内に記載しておりますとおり、6億1,588万9,000円となっております。

まず、1の背景ですが、近年、各種燃料の料金値上げに伴い、一般家庭での家計への負担増が続いている中、(1)に記載しておりますとおり、都市ガスについては、一般消費者に対する国の直接的な支援が継続しております。

(2) LPガスにつきましては、地域の実情に応じ、地方創生臨時交付金を活用することにより、地方公共団体において措置することが推奨されているところです。

(3) 県内に約28万世帯で使用されているLPガスの一般消費者の負担を軽減することが必要と考えております。

次に、2の事業概要ですが、LPガスを使用し

ている県内一般消費者に対し、その価格上昇分の一部についてLPガス販売事業者を通じて支援する事業でございます。現在、県では臨時交付金を活用してLPガス一般消費者を対象に料金値引き事業を行っておりますが、都市ガスに準じて支援単価などを見直した上で継続する事業となります。

3、事業内容をご覧ください。

（1）支援対象は、県内LPガス利用世帯約28万世帯となります。

（2）支援単価ですが、1世帯当たり2,000円の定額としております。2,000円といたしました根拠でございますが、四角囲みの点線の中に記載しておりますとおり、標準世帯における長崎県のLPガスの過去2年間の価格上昇が655円となっております。これに国の都市ガス支援の補助率、これは上昇率で試算したのですが、40.7%となっておりますので、これを655円に掛けまして250円としたところであり、この250円を令和5年10月から令和6年5月までの8か月間相当ということで、の2,000円としたところ です。

なお、支援対象世帯が約28万世帯であることから、支援総額は5億6,000万円となります。

資料には記載しておりませんが、予算要求額6億1,000万円から、この支援総額5億6,000万円を除いた5,500万円程度は、販売事業者の事務処理手数料などの事務費となっております。

次に、(3)の支援方法でございますが、県内のLPガス販売事業者一般消費者のLPガス料金から2,000円を値引きしていただき、当該額をLPガス販売事業者に補助することとしております。

参考までに四角囲みの中に支援事業の流れを記載しております。

最後に、一番下の(4)のスケジュールでございますが、議決後速やかにLPガス販売事業者事業継続の周知を行った後、料金の値引きと支援金の支払いを実施する予定としております。

なお、国の臨時交付金を活用して実施する事業でありますので、年度内に適正な事業期間を確保できないことから予算を繰り越す予定としております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉田土地対策室長】私から、補正予算のうち土地対策費について説明させていただきます。

資料は、補足説明資料土地対策室の事業説明書をご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、土地対策費の地籍調査費であります。国の総合経済対策において、地籍調査事業が5つの柱のうち、「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」施策として位置づけられ、迅速な災害復旧、社会資本整備の基盤となる事業として盛り込まれたことから、国の補正予算を活用し、県内の地籍調査事業の推進を図ろうとするものであります。

具体的には、4の事業概要に記載しておりますが、現在、地籍調査事業を実施している10市に対し、令和6年度の事業計画を含めたヒアリングを行った結果、佐世保市と松浦市が事業の前倒しに積極的であったことから、国に対して要望を上げ、去る11月30日に補助金の内示を受け、2市での事業費2億2,902万4,000円に対しての補助金として1億7,176万8,000円を補正予算として要求させていただいております。

また、国からの補助金の内示が11月末であったため、本年度内に適正な事業期間を確保できないことから、併せて繰越明許費の設定について

てもご承認をお願いするものであります。

なお、最後に参考として記載しておりますが、現在の進捗状況としては、令和4年度末で68.9%であります。今回の補正予算も活用しながら、さらなる推進、加速化を図り、災害復旧の迅速化や公共事業等の社会資本整備の基盤づくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、土地対策室からの補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 続きまして、私の方から物価高騰に係る交通事業者・貨物運送事業者に対する支援についてご説明いたします。

交通政策課の補足説明資料をご覧ください。

県内の交通事業者及び貨物運送事業者は、地域住民の移動手段、生活物資の輸送など重要な役割を担っておりますが、燃料価格等の高止まりの状況が続いており、各事業者の経営は厳しい状況であります。

燃料費等の高騰に係る交通事業者等への支援につきましては、今年度は6月補正において実施しておりましたが、今後も引き続き事業を継続し、地域住民の移動手段、生活物資の輸送などの役割を果たしていただくため、今回、2つの事業を補正予算として計上しております。

事業の概要でございますが、まず、左側に記載しております公共交通事業継続緊急支援費になります。燃料価格等の高騰の影響を受けている公共交通事業者の事業継続のための支援として、各事業者の使用車両数等に応じた支援金を交付することとし、予算額は5億5,454万円を計上しております。

次に、右側に記載しております貨物運送事業継続緊急支援費になります。燃料価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者等及び本

土から離島へ生活物資を輸送する貨物航路事業者の事業継続のための支援として、各貨物運送事業者の使用車両数または船舶数に応じた支援金を交付することとし、予算額は3億6,800万円を計上しております。

なお、交通貨物事業者に対する支援単価は、今年度6月補正の支援額、支援内容と同様に、燃料価格高騰による年間影響額の2分の1を基本とし、サーチャージ等を考慮した上で設定しております。

また、本2事業につきましては、国の重点支援地方交付金を活用することとしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山村委員】 幾つか質問させていただきます。

まず、先ほど説明いただきました物価高騰に係る交通事業者の貨物運送事業者に対する支援について、補足説明資料から質問させていただきたいと思っております。

我々にもトラック業界の皆さん等から支援の必要性が要望で上がってきているところもあります。6月補正でも支援していただいたと思うんですけども、今回の補正で計上されたということは、いろんな関係機関の業界の方々から聞き取りとかいろいろされていると思うんですけども、6月補正と今回補正の違いなり配慮した点なりがあれば教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【鳥居次長兼交通政策課長】 6月の補正時と今回の補正時の事業者の状況の違いに関してでございますが、委員からご指摘がありましたように、要望が団体からも上がってきているという

状況でございます。

一つの目安として、軽油価格ですが、実際に県内の市場価格を見ても、令和3年4月が137.2円、令和5年4月、つまり前回の6月補正の時に参考にしていただいていた価格が159.1円となっております。今回の算定の際に参考にさせていただいた直近の価格で、9月でございますが、171.6円ということで、4月と9月と比べても159円から171円に上がっており、高騰している状況となっております。

この中で国においても原油価格高騰による影響の激変緩和措置ということで、令和4年1月から燃料価格の元売りに対して補助金が支援されているという状況でございますが、この制度が本年の6月の補助制度の見直し、段階的な縮小となっております。9月まではその影響を受けて燃油価格、軽油の価格も含めて上昇、急騰していたという状況でございます。

そういった状況ですので、6月の時よりもさらに影響というのは、市場価格から見ても大きくなっており、非常に厳しい経営状況が続いているものと認識しております。

また、先ほど委員からもお話がございましたように、業界団体からも、こうした状況を踏まえて、6月に引き続き支援をしてほしいということで、商工会連合会、県のタクシー協会、それからトラック協会から要望いただいているという状況でございます。

そういったことも踏まえて6月は年間の影響額の2分の1を支援しておりますので、今回も実際に事業者にも燃料価格高騰の影響を聞き取りまして、その年間影響額の2分の1を支援させていただくこととしております。

【山村委員】ありがとうございます。ぜひ早めの支援をお願いしたいと思っております。

2つ目の質問にさせていただきます。LPガスの一般消費者料金の高騰対策支援事業について補足説明資料から質問させていただきたいと思っております。

今回の支援単価の250円の決定について、前回と多少変わっているかと思うんですけども、この決定根拠についてももう一度詳しく教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【松尾消防保安室長】250円の根拠でございますが、令和3年8月と令和5年8月の長崎県のLPガスの料金上昇額は、標準世帯で655円となっております。これに40.7%を掛けているわけですが、これは全国の都市ガスの標準世帯の、これも同じように料金の上昇額が1,105円ということですが、これに補助額が標準家庭で450円程度になっておりますので40.7%となります。655円に対して40.7%を乗じて266円になりますが、数字を丸めて250円としているところであります。

また、国の都市ガスの支援につきましては、9月まで1立米当たり30円だったのが、10月以降が1立米当たり15円と2分の1になっておりますので、県においても、前回、500円の金額だったのを2分の1の250円としております。また、他県の状況とか、そういうことを確認しながら250円を設定させていただいております。

【山村委員】ありがとうございます。全国的に見てもそんなおかしくないし、他県と見てもおかしくないという、それなりの金額だということで理解したいと思っております。

もう1点、教えてください。LPガス事業者に交付されるんですけども、最終的に使っている利用世帯にきちんと料金値引きが行われているかという確認がどうしても必要になってくる

のかなと思っておりますが、確認の方法、確実に値引きが実施されているかをどう確認するかということがあれば教えていただきたいと思っております。

【松尾消防保安室長】値引きが実施されている状況の確認方法ですが、事業者から提出がありました実績報告書の値引き世帯一覧の中から県の方でランダムに世帯を抽出いたしまして、その世帯の検針票であるとか請求書の写し、そういうのを提出していただきまして確認しているところであります。

【山村委員】ありがとうございます。やはりせっかくの補正ですので、県民の方々にきちっと行き渡っているということを確認していただければと思います。

もう1点、土地対策費の地籍調査費の件で補足説明資料から質問させていただきたいと思っております。

今回、事業主体が佐世保市、松浦市だけになっているんですが、まだ残りが10市ぐらい本当はあって、今回の補正で2つの市だけということになっているんですが、この2つの市だけになった理由を教えていただければと思います。

【吉田土地対策室長】今回の佐世保市及び松浦市の採択経過でありますけれども、例年、9月末頃に次年度の事業計画についてヒアリングを行っております。その際に補正予算を見据えた内容についても聞き取りを行っております。

具体的には、まず、事業を前倒して補正予算の対応ができるのか、あるいは要望する際に土砂災害特別警戒区域など国土強靱化の観点でどの程度要望できるのか、具体的な内容についてもヒアリングを行っております。

その結果、今回、佐世保市と松浦市が事業の前倒しに積極的であったことから国に対して要

望を上げ、そして、結果として今回佐世保市及び松浦市の事業箇所について100%、採択をいただいている状況であります。

【山村委員】ありがとうございます。国土強靱化の補正ということで、比較的採択されやすい予算になってくるのかなと思っております。今後、ほかの市も残っているところがあると思えますし、補正というのが、国土強靱化そのものは、一応時限的な予算ということで確保されている予算でありますので、今後、市町と打ち合わせる際に、当初予算だけじゃなくて補正でもきちっと対応できるようなことで調整を進めていただければと思います。

以上です。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大倉委員】おはようございます。私から、まず、一般消費者のLPガス価格高騰対策のことについてご質問させていただきます。

この一般消費者というのは、一般というのはどこまでの範囲なのかなと思って、まずそこから伺いたいんですけども、例えば個人で店舗なんかを経営している店舗兼住宅の方々などの支援までつながるのかどうか、そういったところを伺いたいのので、一般消費者というのは、どの範囲なのか教えてください。

【松尾消防保安室長】一般消費者の範囲でございますが、いわゆる世帯向けということなので住居を対象にしております。住居兼店舗についても、住居部分と一緒にメーターでございましたら対象という形になっておりますので、事業者以外の部分というような形になっております。

【大倉委員】ありがとうございます。要は、なるべく幅広く行き渡るような支援にしてもらいたいという思いがあるので伺いました。

そういう意味でいきますと、例えば販売事業

者を通じて、今回、使用料金の値引きをすることですけれども、これはつまり販売事業者が、この事業に参加してない場合は、一般消費者の方にはそういった支援は届かないということになるのでしょうか。

【松尾消防保安室長】大倉委員がおっしゃるように、販売事業者が任意で参加する形になりますので、参加をしていただけない事業者がありましたら一般消費者に届かない形となっております。

なお、県内に330という説明をしていますが、県内にLPガスの販売事業所は304事業所ございます。県内の一般消費者に供給している県外の業者が22事業所あります。県内の304事業所のうち303事業所がこの事業に参加していただいております。1事業所のみが参加していないという状況となっております。この1事業所につきましては、もともと価格が安価で物価高騰下でも値上げをしていないという事情がございますので参加しないということになっております。

【大倉委員】ということは、今の答弁を伺うと、県内のLPガス利用世帯のほとんどの方が網羅されていると考えてよろしいんですか。

【松尾消防保安室長】世帯でいいますと、県内には28万世帯ぐらいありまして、そのうち99.9%の世帯を網羅しているような状況となっております。

【大倉委員】ありがとうございます。安心いたしました。よかったです。

もう1点伺います。公共交通事業継続への支援についてです。

先ほど、ご答弁でもちょっとあったんですけど、要するに支援金の算定方法ですね、聞き取りなんかを行っていらっしゃることです

が、これは前回と同様にバスや地域鉄道、航路、航空路、タクシー、運転代行等々にしっかりと聞き取りを行った上で支援金は算定したということによろしいでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】算定の方法でございますが、委員ご指摘のとおり、各モードごとに主要な事業者、あるいは業界団体がございますので、そこを通じて主要な事業者に、令和元年から3年までの平均の燃料の価格と、直近、今回で申しますと令和5年の7月から9月の平均価格の差額、加えて各事業者の1両当たり、1台当たりの燃油の使用量を聞き取りまして、令和元年から3年の平均からの上昇分の差額分に1台当たりの使用量を掛けた単価というのが、この1両当たり、1台当たりの平均単価になっております。これをベースに、それぞれの2分の1を今回の支援額として設定させていただいたところでございます。

なお、今回の実際の聞き取りの額と、前回6月に設定した額がございまして、これは結果的に6月に設定した額と同様の額となっております。実際の今回の聞き取りの額と6月の設定額の低い方ということで設定しておりますが、これは先ほど山村委員からお話があったように、7月から9月は非常に高騰した状況が続いてはいたんですが、政府の燃油元売りへの支援が延長されて、少し拡充をまたされたということで、直近を見ますと燃油価格が少し落ち着いている状況になりますので、6月に2分の1を支援しているということもありますので、今回も残りの2分の1を支援させていただくというような考え方で積算をしているという状況でございます。

【大倉委員】理解いたしました。

それから、公共交通の事業者への補助ということで、公共交通というものの観点を確認して

おきたいんですけれども、誰もが利用できるものが公共交通だと思うんですよね。そういった中で前回6月にも入っていたんですけど、運転代行業も公共交通の一つというふうに県としては捉えているということの確認をしておきたいと思っております。

コロナ禍で運転代行の皆さんも酔客を運ぶという意味でも非常に公共交通の役割を果たしてきたと思います。それも乗り越えて今があるんですけれども、やっぱり大変な状況というのを私も理解しておりますし、私も実際に運転代行はよく利用いたしますので、ここも一つの公共交通というふうに県としては捉えているということによろしいのか、確認です。

【鳥居次長兼交通政策課長】運転代行は公共交通事業者かというところの認識についてでございますが、まず、公共交通と申しますと、「公共」とついておりますので、本来、不特定多数の者が利用できるということが本来的な公共交通というところであると考えております。

一方で、コロナ禍においても運転代行の業界においても、酔客というところはありますが、これも広く県民が利用されるということで、交通事業者の一つ、地域住民の移動の役割を担っているというところがございます。

国土交通省に対しても、運転代行の業界団体が、我々は公共交通事業者であるということを主張されていて、国交省もそういった形で公共交通事業者としての側面を認めるような見解を示しているという点もでございます。

そういったことも踏まえまして、先ほど申し上げた住民の移動の足の一部を担っているというところと、そういった国の見解なども踏まえて公共交通事業者の一部であるというところで認識をしており、今回、支援対象としていると

ころでございます。

【大倉委員】議論も当然これはあることだと思うんですけれども、支援額なんかを見ていても、バスとか鉄道とかタクシーと比べると、しっかりと軽重もつけてますし、考えられた支援策だと私は考えております。

燃料費の高騰についてももう一つ伺いたいのが、事業者の経営を燃料費が圧迫しているということも、よく理解できているんですね。具体的に例えば各事業者の経費の中で燃料費がどれぐらい負担になっているのか、割合とかそのあたりというのはお調べになっていらっしゃるでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】各交通事業者の費用の中で燃料費が占める割合ということでございますが、各モード全てを聞き取っておりませんが、主要なモードで平均しますと、15%とか20%ぐらいの割合が総事業費に占める割合というところで把握しているところがございます。他の業界に比べて、燃料費の割合が高いと思っておりますので、そういった意味でも燃料価格高騰が経営に与える影響というのは非常に大きいと認識しております。

【大倉委員】15%というのは非常に大きいと思います、大変だと思います。今回の支援も、前回の支援も、この支援があることで事業者が、これで楽になるんだとは決していかないと思うんですよね。何とか生き長らえるような状況だと思うので、だから、こういった県としての継続的な支援というのは今後も引き続きやっていただきたいと思います。

以上です。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業についてお尋ねいたしたいと思っております。

補足説明資料を見ておりますが、この中で現

行事業は既に実施しているわけですね。この3,000円というのは500円×6か月になっていすけれども、厳密にいうと何月から何月の分が6か月で、これからやる8か月は何月と何月を指しているんですか。

【松尾消防保安室長】 まず、6月補正で措置しております3,000円の分につきましては、令和5年4月から令和5年9月までの6か月の分になります。今回、継続をお願いしている分につきましては、前回、9月まででしたので、令和5年10月から令和6年5月ということにしております。令和6年5月としたのは、国の同様な都市ガスの支援の終期に合わせたものでございます。

【前田委員】 その上で現行事業の3,000円という定額は、この9月が終わらないと支払えないということになっているんですか。実績報告ということになっていますので。

【松尾消防保安室長】 6月補正の分の現行事業につきましては、令和5年4月から9月分相当ということで、その後、10月、11月あるいは12月の支払いの中で値引きを实际していただいております。値引きし終わった後に県の方に請求書を提出していただきまして、内容が正しければ支払いをしております。12月18日現在、42件が支払い手続を済ませているということで、これからたくさん請求書が県に提出されるような状況と思っております。

【前田委員】 そうすると、28万世帯ある中で、今現在、支払いが完了しているのはパーセントとしては非常に少ないという理解でいいですか。

なぜこの質問をするかというのと、4のスケジュールで料金値引きと支援金の支払いを繰越しということでやられてますよね。2回目ということなので、業界の方に課題の認識というか、どういうところに課題がありますかという聞き

取りをさせていただきました。そしたら、この方法についても課題はたくさんあると、あるけども、もうそこはそれでいいので、願わくばお願いしたいのは、今回出てくる分を早く出してほしいということを書いて、今の説明でいくと、そんなに早く出せる話じゃ多分ないのかもしれませんが、なぜ業界がそう言っているかというのと、3月から4月が引越しシーズンに入るので、できればその前までに完了させてほしいという要望を受けたわけですが、これ、現実的に可能なんですか。

だから、今やっているような方法をまたもう一遍するんでしょうから、工夫をする中で、もし前倒しできるのであれば前倒しで、今、繰越しをやっていすけれども、取り組んでほしいと思いますが、団体としては、とにかく早急に支払いをしてほしいということですが、その点は何か事前に打ち合わせというか、すり合わせした上で今回のような提案ということになっているんでしょうか。

【松尾消防保安室長】 今、委員からご指摘がありましたように、業界から消防保安室にも3月、4月というのは繁忙期ですので、なるべくそこを避けてほしいという声はいただいております。

今回のスケジュールのところを見ていただきたいと思うんですけど、料金の値引き、1月から3月、支援金の支払い、3月から4月というふうになっておりますけど、1月分、あるいは2月分に値引きをしていただいた分につきましては、早めに手続していただくと早めに支払うようになりますので、ご相談していただければと思います。

また、3月から9月というふう後ろに支援金の支払いを少し延ばしておりますのは、その繁忙期を避けた後、例えば5月、6月に値引きをしたという分についてもきちんと支援金として

支払えるような形で考えていますので、業界の声を聞きながらやっていきたいと思っております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】財政課長に、若干総論的になるけれども、確認をしておきたいと思います。

今回の11月補正、455億円ね。デフレ完全脱却のための総合経済対策と打っているから、物価高騰対策の方が大きいかと思ったら、それは1割もないんですよ。一番はやっぱり公共事業なんですよ。455億円のうちの410億円、90%強が公共事業ということになっているわけで、国が打ち出した予算とは、ちょっと違いますよね。国は、公共事業だと、こう打ち出してはいなかった。長崎県は公共事業中心の形になっている。これはいいことだと私は思っているんだけど、国は国で物価高騰対策をしてくれるし、県もやる。市町もダブってやることもあり得る、国の予算を活用してやればね。だけど、公共事業は長崎県のは長崎県しかできないわけだからね。

これはこれとして理解しますが、昨今の国の考え方で、公共事業は大体2月補正だった。2月補正をやって、3月の国の予算と合わせてやる。2月が11月に前倒しになったという理解なのか、これは完全に追加で、国の予算は国の予算でちゃんとやるんだということなのか、そこら辺をちょっと感触的に財政課長が国の対応でわかっただけで聞かせてほしいなと思います。

【苑田財政課長】まず、委員からお話がありましたように、公共事業につきましては、今回の国の経済対策の中でも全体で2兆円ほどが措置されておりまして、その中で本県も、純粋な公共事業としては370億円ほどです。トータルすると、その他の補助事業で400億円を超える

額を措置させていただいたという状況でございます。

公共事業の考え方でございますけれども、委員からもお話を伺いましたように、今般は、従来であればもう少し後の2月頃の時期だったものが、秋口の経済対策の中で措置がなされる状況となっております。

状況としましては、令和6年度に向けて全体の公共事業費の要望等を行う中で、前倒しという形で、今回、経済対策の部分として措置がなされて、その中で地方債などは逆に有利な形で補正予算債が活用できますので、本県としても積極的に活用させていただいているという状況でございます。

【田中委員】本筋では理解していますのでいいことだと思っておるわけです。要は、来年度予算の前倒しじゃなくて、これは完全なる追加ですよと、本予算は本予算でちゃんと見てくださいますよと、特に長崎県は遅れているから、公共事業は、いくらでもありますよ、やらなきゃいかんのはね。ただ、土木の人たちは、やっぱり予算がつかないやどうしようもないんですよという話だから、財政も含めて国はしっかりとお願いをして、国からもらわなければ長崎県はやれないんですよ。

ひとつお願いして、終わりたいと思います。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時 0分 休憩

午前11時 1分 再開

【坂口分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時 2分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年12月12日

総務委員会委員長 坂口 慎一

議長 徳永 達也 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第 82 号 議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 83 号 議案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 84 号 議案	東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例	原案可決
第 89 号 議案	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 90 号 議案	権利の放棄について	原案可決
第 91 号 議案	権利の放棄について	原案可決
第 92 号 議案	訴えの提起について	原案可決
第 93 号 議案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 94 号 議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 95 号 議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 108 号 議案	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について（関係分）	原案可決

計 11件（原案可決 11件）

委 員 長 坂 口 慎 一

副 委 員 長 中 村 一 三

署 名 委 員 田 中 愛 国

署 名 委 員 饗 庭 敦 子

書 記 山 口 祐 一 郎

書 記 高 柳 雄 一 郎

速 記 (有)長崎速記センター